

若木浄水場等更新整備及び維持管理事業

提出書類作成要領及び様式集

【変更版】

令和3年9月

小山市

1 応募資格審査に関する提出書類

応募資格審査に関する提出書類は、次表の書類を A4 判縦長左綴じとし、ファイルの表紙には応募者名又は応募グループ名及び事業名を表記のうえ、正本 2 部及び正本の電子ファイルデータ (PDF) を格納した CD-R (又は DVD-R) 1 枚を提出すること。

1) 応募資格審査に関する提出書類

提出書類		様式
応募資格審査に関する提出書類	・応募資格審査書類一覧表	様式Ⅰ－１
	・参加表明書	様式Ⅰ－２
	・応募者の構成企業一覧表	様式Ⅰ－３
	・委任状	様式Ⅰ－４
	・資格審査申請書	様式Ⅰ－５
	・会社概要書及び定款（代表企業、構成企業）	－
	・設計企業において、一級建築士事務所の登録を証明する書類の写し	－
	・設計企業において、技術士（上下水道部門の上水道及び工業用水道の資格を有する者で、技術士法（昭和 58 年法律第 25 号）に定めるものをいう。）が 1 名以上在籍していることを証明する書類	－
	・設計業務の実施を担う者が受託した、国内における浄水場（公称能力 10,000m ³ /日以上の水源を表流水もしくはダムとする急速ろ過方式）の実設計の完了実績を確認できる設計契約書及び仕様書等の写し	－
	・機械設備企業において、国内における浄水場（公称能力 10,000m ³ /日以上の水源を表流水もしくはダムとする急速ろ過方式）の機械器具設置工事の完成実績を確認できる契約書及び仕様書等の写し	－
	・電気設備企業において、国内における浄水場（公称能力 10,000m ³ /日以上の水源を表流水もしくはダムとする急速ろ過方式）の電気工事（中央監視・計装設備を含む一式）の完成実績を確認できる契約書及び仕様書等の写し	－
	・維持管理企業において、国内における浄水場（公称能力 10,000m ³ /日以上の水源を表流水もしくはダムとする急速ろ過方式）で 24 時間連続して運転監視する維持管理業務を元請として 2 年以上継続して履行した実績を確認できる契約書及び仕様書等の写し	－
	・土木建築企業、機械設備企業及び電気設備企業において、工事業務の実施を担う者が特定建設業の許可を受けていることを証明する書類の写し	－
	・工事業務の実施を担う者に関する「総合評定値通知書（経営事項審査結果通知書）」の写し	－
・プロポーザル応募辞退届	様式Ⅱ－１	

2 提案書類に関する提出書類

1) 提案書類の提出要領

提案書類に記載すべき事項は、「募集要項」、「要求水準書」を参考とし、『2. 3) 提案書類の作成要領』に従い作成すること。

2) 提案書類の提出

提案書類提出時に必要な書類は以下のとおりである。

提出書類	様式	部数
提案書類提出一覧表	様式Ⅲ-1	
提案書類提出書	様式Ⅲ-2	正本 1部 副本 1部
委任状	様式Ⅲ-3	電子データ 1部
見積書	様式Ⅲ-4	
技術提案概要書	様式Ⅳ-1	
技術提案書	様式Ⅴ-1 ～Ⅴ-4	正本 1部 副本 1部
技術提案書添付資料	様式Ⅵ-1、2 各様式の添付資料 計画施設図面集	電子データ 1部

3) 提案書類の作成要領

- ア) 提案書類は、各様式の備考に記載している内容により作成すること。制限枚数を超過して記述した提案については、超過部分以降を評価対象から除外する。
- イ) 提案書類に記述する文字サイズは 10.5 ポイント以上とすること。ただし、図表中及び図面中の文字サイズはこの限りでない。
- ウ) 図及び表は様式枠内に記載すること。
- エ) A4 判の用紙は、縦に使用し、横書きで記載すること。
- オ) A3 判の用紙は、A4 サイズに折り畳んで綴じ込むこと。
- カ) 表紙及び A3 判の用紙を除き、両面印刷を基本とすること。
- キ) 綴じ方は、A4 ファイル左側綴じとすること。
- ク) 計画施設図面集は A3 ファイル左側綴じとすること。
- ケ) 全てのページに通し（枝番可）のページ番号をつけ、表紙の次に目次を添付すること。
- コ) 正本、副本の側面に評価項目毎にインデックスシールを貼り付け、事業者選定審査委員の審査が容易となるように配慮すること。
- サ) 副本は、応募者名や構成企業名が特定されないように、アルファベット（A、B、C…）に置き換えるとともに、これにより難しい書類については名称・マーク等の記載を削除又は黒

塗りとすること。ただし、副本の表紙は別途、本市が指定する名称を記載すること。

- シ) 電子データはウイルスチェックを行ったうえで、CD-R 又は DVD-R に格納して提出するものとし、原本データ (WORD、EXCEL) 及び提案書類一式の電子ファイルデータ (PDF) を保存すること。なお、正本、副本それぞれ電子データを保存し、副本の PDF についてはしおりを設けた上で、文字検索が可能なものとする。

4) 提案内容審査に関する提出書類

提出書類の種類		様式
提案内容審査に関する提出書類	【様式Ⅲ 提案書類提出関係様式】	
	・提案書類提出一覧表	様式Ⅲ－１
	・提案書類提出書	様式Ⅲ－２
	・委任状	様式Ⅲ－３
	・見積書	様式Ⅲ－４
	設計建設費用計画A	様式Ⅲ－４－①
	設計建設費用計画B	様式Ⅲ－４－②
	維持管理費用計画A	様式Ⅲ－４－③
	維持管理費用計画B	様式Ⅲ－４－④
	維持管理費用計画C	様式Ⅲ－４－⑤
	維持管理費用計画D	様式Ⅲ－４－⑥
	【様式Ⅳ 技術提案概要書】	
	・技術提案概要書 表紙（正本）	様式Ⅳ－表紙
	・技術提案概要書 表紙（副本）	様式Ⅳ－表紙
	・技術提案概要書	様式Ⅳ－１
	【様式Ⅴ 技術提案書】	
	・技術提案書 表紙（正本）	様式Ⅴ－表紙
	・技術提案書 表紙（副本）	様式Ⅴ－表紙
	【様式Ⅴ－１ 技術提案書（事業全体に関する事項）】	
	・基本方針に関する提案	様式Ⅴ－１－１
	・事業の実施体制	様式Ⅴ－１－２－①
	・設計建設業務の工程計画	様式Ⅴ－１－２－②
	・維持管理業務の工程計画	様式Ⅴ－１－２－③
	・事業全体のリスク管理	様式Ⅴ－１－２－④
	・関係法令リスト	様式Ⅴ－１－２－⑤
	・業務実施体制に関する提案－調査設計業務の体制－	様式Ⅴ－１－３－①
	・業務実施体制に関する提案－建設工事業務の体制－	様式Ⅴ－１－３－②
	・業務実施体制に関する提案－維持管理業務の体制－	様式Ⅴ－１－３－③
	・セルフモニタリングに関する提案	様式Ⅴ－１－４
	【様式Ⅴ－２ 技術提案書（設計建設業務に関する事項）】	
	・調査業務に関する提案	様式Ⅴ－２－１
	・土木・建築施設に関する提案	様式Ⅴ－２－２

提出書類の種類		様式	
（つづき）	主要建築物リスト	様式V-2-2-①	
	主要場内整備施設リスト	様式V-2-2-②	
	主要撤去施設リスト	様式V-2-2-③	
	・機械設備に関する提案	様式V-2-3	
	主要機械設備リスト	様式V-2-3-①	
	・電気計装設備に関する提案	様式V-2-4	
	主要電気設備リスト	様式V-2-4-①	
	主要計装設備リスト	様式V-2-4-②	
	主要監視設備リスト	様式V-2-4-③	
	・建設工事に関する提案	様式V-2-5	
	【様式V-3 技術提案書（維持管理業務に関する事項）】		
	・運転管理業務に関する提案	様式V-3-1	
	・保守管理業務に関する提案	様式V-3-2	
	点検リスト（建築物）	様式V-3-2-①	
	点検リスト（機械設備）	様式V-3-2-②	
	点検リスト（電気設備）	様式V-3-2-③	
	点検リスト（計装設備）	様式V-3-2-④	
	点検リスト（監視設備）	様式V-3-2-⑤	
	・修繕業務に関する提案	様式V-3-3	
	修繕リスト（機械設備）	様式V-3-3-①	
	修繕リスト（電気設備）	様式V-3-3-②	
	修繕リスト（計装設備）	様式V-3-3-③	
	修繕リスト（監視設備）	様式V-3-3-④	
	・ユーティリティ調達業務に関する提案	様式V-3-4	
	・環境整備業務に関する提案	様式V-3-5	
	・災害、事故及び緊急時対応業務に関する提案	様式V-3-6	
	・その他業務に関する提案	様式V-3-7	
	・業務終了時の引継ぎ業務に関する提案	様式V-3-8	
	【様式V-4 技術提案書（その他に関する事項）】		
	・地域への貢献に関する提案	様式V-4-1	
	・環境配慮に関する提案	様式V-4-2	
	・本市水道事業に資する提案	様式V-4-3	
	【様式VI 技術提案書添付資料】		
	・技術提案書添付資料 表紙（正本）	様式VI-表紙	

提出書類の種類		様式
(しづき)	・技術提案書添付資料 表紙 (副本)	様式VI-表紙
	・添付資料一覧表	様式VI-1
	・要求水準適合チェックリスト	様式VI-2
	・各様式に対する添付資料	—
	・計画施設図面集	—

応募資格審査書類一覧表

提出書類の種類	様式	部数	確認欄	
			応募者	本市
【様式 I 応募資格審査に関する提出書類】				
・ 応募資格審査書類一覧表	様式 I - 1	2部		
・ 参加表明書	様式 I - 2	2部		
・ 応募者の構成企業一覧表	様式 I - 3	2部		
・ 委任状	様式 I - 4	2部		
・ 資格審査申請書	様式 I - 5	2部		
【添付資料】				
・ 会社概要書及び定款（代表企業、構成企業）	—	2部		
・ 設計企業において、一級建築士事務所の登録を証明する書類の写し	—	2部		
・ 設計企業において、技術士（上下水道部門の上水道及び工業用水道の資格を有する者で、技術士法（昭和 58 年法律第 25 号）に定めるものをいう。）が 1 名以上在籍していることを証明する書類				
・ 設計業務の実施を担う者が受託した、国内における浄水場（公称能力 10,000m ³ /日以上の水源を表流水もしくはダムとする急速ろ過方式）の実設計の完了実績を確認できる設計契約書及び仕様書等の写し	—	2部		
・ 機械設備企業において、国内における浄水場（公称能力 10,000m ³ /日以上の水源を表流水もしくはダムとする急速ろ過方式）の機械器具設置工事の完成実績を確認できる契約書及び仕様書等の写し	—	2部		
・ 電気設備企業において、国内における浄水場（公称能力 10,000m ³ /日以上の水源を表流水もしくはダムとする急速ろ過方式）の電気工事（中央監視・計装設備を含む一式）の完成実績を確認できる契約書及び仕様書等の写し	—	2部		
・ 維持管理企業において、国内における浄水場（公称能力 10,000m ³ /日以上の水源を表流水もしくはダムとする急速ろ過方式）で 24 時間連続して運転監視する維持管理業務を元請として 2 年以上継続して履行した実績を確認できる契約書及び仕様書等の写し	—	2部		
・ 土木建築企業、機械設備企業及び電気設備企業において、工事業務の実施を担う者が特定建設業の許可を受けていることを証明する書類の写し	—	2部		
・ 工事業務の実施を担う者に関する「総合評定値通知書（経営事項審査結果通知書）」の写し	—	2部		

注) 提出書類の種類と部数を確認し、応募者の確認欄をチェックすること。

参加表明書

小山市 水道事業管理者 小山市長 浅野 正富 様

応募グループ名

〔代表企業〕

商号又は名称

住所又は所在地

代 表 者 名

印

令和3年7月21日付で公表されました「若木浄水場等更新整備及び維持管理事業」に係る公募型プロポーザルに参加することを表明します。

なお、若木浄水場等更新整備及び維持管理事業の募集要項において、応募要件を全て満たしていることを誓約します。

応募者の構成企業一覧表

1 【代表企業】 業種名： _____

商号又は名称	
住所又は所在地	
代 表 者 名	印

2 【構成企業】 業種名： _____

商号又は名称	
住所又は所在地	
代 表 者 名	印

3 【構成企業】 業種名： _____

商号又は名称	
住所又は所在地	
代 表 者 名	印

4 【構成企業】 業種名： _____

商号又は名称	
住所又は所在地	
代 表 者 名	印

※記入欄は適宜追加すること。

小山市 水道事業管理者 小山市長 浅野 正富 様

委 任 状

構成企業	商号又は名称 住所又は所在地 代 表 者 名 印
構成企業	商号又は名称 住所又は所在地 代 表 者 名 印
構成企業	商号又は名称 住所又は所在地 代 表 者 名 印
構成企業	商号又は名称 住所又は所在地 代 表 者 名 印
構成企業	商号又は名称 住所又は所在地 代 表 者 名 印

私は、下記の企業を応募グループの代表企業とし、「若木浄水場等更新整備及び維持管理事業」に関し、次の権限を委任します。

受任者 代表企業	商号又は名称 住所又は所在地 代 表 者 名 印
委任事項	1. 参加表明に関する件 2. 応募資格審査申請に関する件 3. 応募辞退に関する件
事業名称	若木浄水場等更新整備及び維持管理事業

小山市 水道事業管理者 小山市長 浅野 正富 様

資格審査申請書

若木浄水場等更新整備及び維持管理事業に係る募集要項に基づき、応募資格審査に必要な書類を添付し、提出します。

なお、募集要項に定められたプロポーザル応募資格要件を全て満たしていること、並びに提出書類の記載事項及び添付書類について事実と相違ないことを誓約します。

■代表企業

商号又は名称	
住所又は所在地	
代表者名	印

小山市 水道事業管理者 小山市長 浅野 正富 様

プロポーザル応募辞退届

令和３年７月２１日付で公表されました「若木浄水場等更新整備及び維持管理事業」に係る公募型プロポーザルの応募を辞退します。

■代表企業

商号又は名称	
住所又は所在地	
代 表 者 名	印

提案書類提出一覧表

提出書類の種類	様式	部数	確認欄	
			応募者	本市
【様式Ⅲ 提案書類提出関係様式】				
・提案書類提出一覧表	様式Ⅲ－１	２部		
・提案書類提出書	様式Ⅲ－２	２部		
・委任状	様式Ⅲ－３	２部		
・見積書	様式Ⅲ－４	２部		
設計建設費用計画A	様式Ⅲ－４－①	２部		
設計建設費用計画B	様式Ⅲ－４－②	２部		
維持管理費用計画A	様式Ⅲ－４－③	２部		
維持管理費用計画B	様式Ⅲ－４－④	２部		
維持管理費用計画C	様式Ⅲ－４－⑤	２部		
維持管理費用計画D	様式Ⅲ－４－⑥	２部		
【様式Ⅳ 技術提案概要書】				
・技術提案概要書 表紙（正本）	様式Ⅳ－表紙	１部		
・技術提案概要書 表紙（副本）	様式Ⅳ－表紙	１１部		
・技術提案概要書	様式Ⅳ－１	１２部		
【様式Ⅴ 技術提案書】				
・技術提案書 表紙（正本）	様式Ⅴ－表紙	１部		
・技術提案書 表紙（副本）	様式Ⅴ－表紙	１１部		
【様式Ⅴ－１ 技術提案書（事業全体に関する事項）】				
・基本方針に関する提案	様式Ⅴ－１－１	１２部		
・事業の実施体制	様式Ⅴ－１－２－①	１２部		
・設計建設業務の工程計画	様式Ⅴ－１－２－②	１２部		
・維持管理業務の工程計画	様式Ⅴ－１－２－③	１２部		
・事業全体のリスク管理	様式Ⅴ－１－２－④	１２部		
・関係法令リスト	様式Ⅴ－１－２－⑤	１２部		
・業務実施体制に関する提案－調査設計業務の体制－	様式Ⅴ－１－３－①	１２部		
・業務実施体制に関する提案－建設工事業務の体制－	様式Ⅴ－１－３－②	１２部		
・業務実施体制に関する提案－維持管理業務の体制－	様式Ⅴ－１－３－③	１２部		
・セルフモニタリングに関する提案	様式Ⅴ－１－４	１２部		
【様式Ⅴ－２ 技術提案書（設計建設業務に関する事項）】				
・調査業務に関する提案	様式Ⅴ－２－１	１２部		

提出書類の種類	様式	部数	確認欄	
			応募者	本市
・土木・建築施設に関する提案	様式V-2-2	1 2部		
主要建築物リスト	様式V-2-2-①	1 2部		
主要場内整備施設リスト	様式V-2-2-②	1 2部		
主要撤去施設リスト	様式V-2-2-③	1 2部		
・機械設備に関する提案	様式V-2-3	1 2部		
主要機械設備リスト	様式V-2-3-①	1 2部		
・電気計装設備に関する提案	様式V-2-4	1 2部		
主要電気設備リスト	様式V-2-4-①	1 2部		
主要計装設備リスト	様式V-2-4-②	1 2部		
主要監視設備リスト	様式V-2-4-③	1 2部		
・建設工事に関する提案	様式V-2-5	1 2部		
【様式V-3 技術提案書（維持管理業務に関する事項）】				
・運転管理業務に関する提案	様式V-3-1	1 2部		
・保守管理業務に関する提案	様式V-3-2	1 2部		
点検リスト（建築物）	様式V-3-2-①	1 2部		
点検リスト（機械設備）	様式V-3-2-②	1 2部		
点検リスト（電気設備）	様式V-3-2-③	1 2部		
点検リスト（計装設備）	様式V-3-2-④	1 2部		
点検リスト（監視設備）	様式V-3-2-⑤	1 2部		
・修繕業務に関する提案	様式V-3-3	1 2部		
修繕リスト（機械設備）	様式V-3-3-①	1 2部		
修繕リスト（電気設備）	様式V-3-3-②	1 2部		
修繕リスト（計装設備）	様式V-3-3-③	1 2部		
修繕リスト（監視設備）	様式V-3-3-④	1 2部		
・ユーティリティ調達業務に関する提案	様式V-3-4	1 2部		
・環境整備業務に関する提案	様式V-3-5	1 2部		
・災害、事故及び緊急時対応業務に関する提案	様式V-3-6	1 2部		
・その他業務に関する提案	様式V-3-7	1 2部		
・業務終了時の引継ぎ業務に関する提案	様式V-3-8	1 2部		
【様式V-4 技術提案書（その他に関する事項）】				
・地域への貢献に関する提案	様式V-4-1	1 2部		
・環境配慮に関する提案	様式V-4-2	1 2部		
・本市水道事業に資する提案	様式V-4-3	1 2部		
【様式VI 技術提案書添付資料】				
・技術提案書添付資料 表紙（正本）	様式VI-表紙	1 部		
・技術提案書添付資料 表紙（副本）	様式VI-表紙	1 1部		

提出書類の種類	様式	部数	確認欄	
			応募者	本市
・添付資料一覧表	様式VI-1	12部		
・要求水準適合チェックリスト	様式VI-2	12部		
・各様式に対する添付資料	—	12部		
・計画施設図面集	—	12部		

(注意事項)

- ・提出書類の種類と部数を確認し、応募者の確認欄をチェックすること。
- ・提案書（様式IV～VI）については、提出部数12部のうち、1部は正本とし、残り11部を副本とする。また、副本11部は、応募者名や構成企業名が特定されないように、アルファベット（A、B、C…）に置き換えるとともに、これにより難い書類については名称・マーク等の記載を削除又は黒塗りとすること（副本の表紙は、別途、本市が指定する名称を記載すること）。
- ・電子データはウイルスチェックを行ったうえで、CD-R又はDVD-Rに格納して提出するものとし、原本データ（WORD、EXCEL）及び提案書類一式の電子ファイルデータ（PDF）を保存すること。なお、正本、副本それぞれ電子データを保存し、副本のPDFについてはしおりを設けた上で、文字検索が可能なものとする。

令和 年 月 日

小山市 水道事業管理者 小山市長 浅野 正富 様

提案書類提出書

令和3年7月21日付で公表されました「若木浄水場等更新整備及び維持管理事業」に係るプロポーザルの提案書類を添付して提出します。

募集要項等に定められた提出書類の記載事項及び添付書類について、事実と相違ないことを誓約します。

■代表企業

商号又は名称	
住所又は所在地	
代表者名	印

小山市 水道事業管理者 小山市長 浅野 正富 様

委 任 状

私は 印 を代理人と定め、下記の件に関するプロポーザルの一切の権
限を委任します。

事業名称：若木浄水場等更新整備及び維持管理事業

〔委任者〕

商号又は名称

住所又は所在地

代 表 者 名

印

見積書

事業名称 若木浄水場等更新整備及び維持管理事業

合計

	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
--	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

内訳

設計費

	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
--	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

建設工事費

	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
--	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

維持管理費

	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
--	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

上記のとおり、募集要項等を承諾の上、見積書（税抜き）を提出します。

小山市 水道事業管理者 小山市長 浅野 正富 様

代表企業

商号又は名称

住所又は所在地

代表者名

印

備考 金額は、算用数字で表示し、頭書に¥の記号を付記すること。

設計建設費用計画A

1. 費用見積り

設計建設業務に係る費用見積りを記載すること。

(単位：円)

項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度	...	令和11年度	計
調査・設計費						
調査業務費						
設計業務費						
その他(注2)						
小計						
直接工事費【更新整備・耐震補強・撤去工事について、工種内訳(土木・建築・機械・電気)を明示すること】						
取水施設(若木浄水場)						
浄水施設(若木浄水場)						
排水処理施設(若木浄水場)						
薬品注入設備(若木浄水場)						
配水ポンプ設備(若木浄水場)						
電気計装設備(若木浄水場)						
場内配管(若木浄水場)						
耐震補強(若木浄水場)						
場内整備(若木浄水場)						
深井戸(鶺島浄水場)						
浄水施設(鶺島浄水場)						
排水処理施設(鶺島浄水場)						
配水ポンプ設備(鶺島浄水場)						
電気計装設備(鶺島浄水場)						
⋮						
その他(注2)						
小計						
間接工事費						
共通仮設費						
現場管理費						
一般管理費						
小計						
工事費 計						
合計	消費税・地方消費税抜き					
	消費税・地方消費税相当額					
	消費地方消費税税込み					

(注1) 各項目の例示を踏まえて積算し、その根拠を積算根拠(様式Ⅲ-4-②)に記入すること。

(注2) その他については、可能な範囲で具体的に記入すること。

(注3) 提案内容により、適宜費目を訂正・追加の上、記入すること。

(注4) Microsoft Office Excel のファイル形式で提出すること。

備考

- 1 A4判又はA3判：枚数制限なし
- 2 様式は自由とするが、左上に様式番号を記載し、上段に様式名称を明記するとともに、上下左右で20mm以上の余白を確保すること。

設計建設費用計画B

2. 積算根拠

様式Ⅲ－４－①に記載した金額の積算根拠（設備、施設の諸元、数量、単価等が分かる内訳明細書）を添付資料に添付すること。

内訳明細の内容について、特に説明が必要と考えられる項目については、次の様式を用いて記述すること。

項 目	積算根拠
調査・設計費	
調査業務費	
設計業務費	
その他（注2）	
直接工事費、既設改修費	
取水施設（若木浄水場）	
浄水施設（若木浄水場）	
排水処理施設（若木浄水場）	
薬品注入設備（若木浄水場）	
配水ポンプ設備（若木浄水場）	
電気計装設備（若木浄水場）	
場内配管（若木浄水場）	
耐震補強（若木浄水場）	
場内整備（若木浄水場）	
深井戸（鶉島浄水場）	
浄水施設（鶉島浄水場）	
排水処理施設（鶉島浄水場）	
配水ポンプ設備（鶉島浄水場）	
電気計装設備（鶉島浄水場）	
：	
その他（注2）	

備考

- 1 A4判：枚数制限なし
- 2 様式は自由とするが、左上に様式番号を記載し、上段に様式名称を明記するとともに、上下左右で20mm以上の余白を確保すること。

維持管理費用計画A

1. 費用見積り及び積算根拠

修繕費を除く維持管理業務に係る費用見積りを記載すること。

[若木浄水場等維持管理費用見積 (令和4年4月～令和17年3月)]

(単位：円)

項目	年度	1年目	…	13年目	合計	備考
		令和4年度	…	令和16年度		
		年額 (円)			総額 (円)	
運転管理業務	人件費					
	諸経費					
	その他					
	小計					
保守管理業務	人件費					
	諸経費					
	その他					
	小計					
ユーティリティ調達業務	人件費					
	諸経費					
	薬品費					
	燃料費					
	その他					
	小計					
環境整備業務	人件費					
	諸経費					
	その他					
	小計					
災害及び緊急時対応業務	人件費					
	諸経費					
	その他					
	小計					
その他業務	人件費					
	諸経費					
	その他					
	小計					
事業終了時の引継ぎ業務	人件費					
	諸経費					
	その他					
	小計					

(注1) 4月～翌年3月の1年間の費用を記入すること。

(注2) 提案内容により、適宜費目を訂正・追加の上、記入すること。

(注3) Microsoft Office Excel のファイル形式で提出すること。

備考

- 1 A4判又はA3判：枚数制限なし
- 2 様式は自由とするが、左上に様式番号を記載し、上段に様式名称を明記するとともに、上下左右で20mm以上の余白を確保すること。

維持管理費用計画B

2. 積算根拠

維持管理費の各業務の積算根拠を記載すること。

項 目	積算根拠
運転管理業務	
保守管理業務	
⋮	
事業終了時の引継ぎ業務	

(注1) 提案内容により、各業務における費用の積上げに必要な費目ごとに、積算根拠を記入すること。

(注2) 維持管理費用計画A(様式Ⅲ-4-③)と整合性が取れる形で記入すること。

備考

- 1 A4判：枚数制限なし
- 2 様式は自由とするが、左上に様式番号を記載し、上段に様式名称を明記するとともに、上下左右で20mm以上の余白を確保すること。

維持管理費用計画C

<修繕費>

1. 費用見積り

修繕費の費用見積りを記載すること。

[若木浄水場等維持管理費用見積 (令和4年4月～令和17年3月)] (単位:円)

項目	年度	1年目	...	13年目	合計	備考
		令和4年度	...	令和16年度		
		年額(円)			総額(円)	
取水施設 (若木浄水場)						
	小計					
浄水施設 (若木浄水場)						
	小計					
排水処理施設 (若木浄水場)						
	小計					
薬品注入設備 (若木浄水場)						
	小計					
配水ポンプ設備 (若木浄水場)						
	小計					
電気計装設備						
	小計					

備考

- 1 A4判又はA3判:枚数制限なし
- 2 様式は自由とするが、左上に様式番号を記載し、上段に様式名称を明記するとともに、上下左右で20mm以上の余白を確保すること。

維持管理費用計画C

(前項からの続き)

<修繕費>

1. 費用見積り

修繕費の費用見積りを記載すること。

[若木浄水場等維持管理費用見積 (令和4年4月～令和17年3月)] (単位:円)

項目	年度	1年目	...	13年目	合計	備考
		令和4年度	...	令和16年度		
		年額 (円)			総額 (円)	
⋮						
	小計					
その他必要な 附帯設備						
	小計					
その他 (注3)						
	小計					
合計						

(注1) 4月～翌年3月の1年間の費用を記入すること。

(注2) 可能な範囲で具体的に記入すること。

(注3) 提案内容により、適宜費目を訂正・追加の上、記入すること。

(注4) Microsoft Office Excel のファイル形式で提出すること。

備考

- 1 A4判又はA3判:枚数制限なし
- 2 様式は自由とするが、左上に様式番号を記載し、上段に様式名称を明記するとともに、上下左右で20mm以上の余白を確保すること。

維持管理費用計画D

2. 積算根拠

修繕費の積算根拠を記載すること。

項 目	積算根拠
取水施設 (若木浄水場)	
浄水施設 (若木浄水場)	
排水処理施設 (若木浄水場)	
薬品注入設備 (若木浄水場)	
配水ポンプ設備 (若木浄水場)	
電気計装設備	
場内配管	
⋮	
その他必要な附帯設備	
その他(注1)	

(注1) 可能な範囲で具体的に記入すること。

(注2) 提案内容により、費用の積上げに必要な費目を適宜訂正・追加の上、記入すること。

備考

1 A4判：枚数制限なし

2 様式は自由とするが、左上に様式番号を記載し、上段に様式名称を明記するとともに、上下左右で20mm以上の余白を確保すること。

若木浄水場等更新整備及び維持管理事業

技術提案概要書

【正本】

応募グループ名

注) グループ名は正本1部のみ記載し、副本のグループ名は、別途、本市が指定する名称を記載すること。

若木浄水場等更新整備及び維持管理事業

技術提案概要書

【副本】

本市が指定するグループ名

注) 副本のグループ名は、別途、本市が指定する名称を記載すること。

技術提案概要書

若木浄水場等更新整備及び維持管理事業に伴う技術提案について、更新整備に関する提案及び維持管理に関する提案（以下「技術提案」という。）について、次の観点を含めて記述すること。

なお、本様式は応募者の技術提案の骨子や考え方を理解するための資料として用いるため、技術評価の対象とならないことに注意するとともに、簡潔かつ分かりやすく記述すること。

- ・提案コンセプトと、それに対する提案の基本的な考え方・内容
- ・整備施設の提案概要（浄水処理フロー、排水処理フロー、施設計画、全体配置計画、外観計画、工事計画等）
- ・維持管理に関する提案概要（実施体制、取り組みのポイント等）
- ・その他、提案におけるアピールポイント

備考

- 1 A3判：4枚以内
- 2 様式は自由とするが、左上に様式番号を記載し、上段に様式名称を明記するとともに、上下左右で20mm以上の余白を確保すること。

若木浄水場等更新整備及び維持管理事業

技術提案書

【正本】

応募グループ名

注) グループ名は正本1部のみ記載し、副本のグループ名は、別途、本市が指定する名称を記載すること。

若木浄水場等更新整備及び維持管理事業

技術提案書

【副本】

本市が指定するグループ名

注) 副本のグループ名は、別途、本市が指定する名称を記載すること。

基本方針に関する提案

若木浄水場等更新整備及び維持管理事業の基本方針について、次の観点から具体的に記述すること。

1. 応募者の提案コンセプト
2. 本事業の目的及び特殊性を踏まえた事業実施方針

【以降の様式における共通事項】

- ・添付資料は「様式VI-表紙」を表紙とし、他の様式とまとめること。
- ・添付資料は提案書枚数に含まない。各様式で求めているもののほか、本市が評価するにあたり、応募者が必要と考える根拠資料（計算書、数値根拠、実績表、カタログなど）等を添付すること。
- ・添付資料のうち図面については、特記の無い限り、計画施設図面集としてまとめて添付すること。
- ・計画施設図面集に添付する図面は、各様式で求めているもののほか、応募者が必要と考える図面を添付すること。
- ・添付資料は、各様式に記載する提案内容を補足するものであり、それ自体は評価の対象とならない。

備考

- 1 A4判：2枚以内
- 2 様式は自由とするが、左上に様式番号を記載し、上段に様式名称を明記するとともに、上下左右で20mm以上の余白を確保すること。

事業実施の体制に関する提案

事業実施体制、スキーム及び本市との連絡調整について、次の観点から具体的に記述すること。

1. 事業の実施体制

- ・事業全体の実施体制（スキーム図）
- ・各構成企業の役割分担

2. 統括責任者による事業遂行全般

- ・配置を予定する統括責任者（所属企業、資格、実績等）
- ・事業遂行全般にわたるマネジメント
- ・本市との連絡体制及び調整方法

備考

- 1 A4判：2枚以内
- 2 様式は自由とするが、左上に様式番号を記載し、上段に様式名称を明記するとともに、上下左右で20mm以上の余白を確保すること。

設計建設業務の工程計画

設計建設業務の工程計画について、次の観点から具体的に記述すること。

1. 設計建設業務の工程計画

- ・ 調査設計及び建設工事における工程計画のポイント
- ・ 工程管理方法
- ・ 関連工事との調整
- ・ 設計建設業務の工程表（本様式の次の頁に添付すること）

備考

- 1 A4判：1枚以内（工程表はA3判：2枚以内）
- 2 様式は自由とするが、左上に様式番号を記載し、上段に様式名称を明記するとともに、上下左右で20mm以上の余白を確保すること。

維持管理業務の工程計画

維持管理業務の工程計画について、次の観点から具体的に記述すること。

1. 維持管理業務の工程計画

- ・維持管理業務における工程計画のポイント
- ・工程管理方法
- ・各浄水場における建設工事との調整
- ・維持管理業務の工程表（本様式の次の頁に添付すること）

備考

- 1 A4判：1枚以内（工程表はA3判：2枚以内）
- 2 様式は自由とするが、左上に様式番号を記載し、上段に様式名称を明記するとともに、上下左右で20mm以上の余白を確保すること。

事業全体のリスク管理

事業全体のリスク管理について、次の観点から具体的に記述すること。

1. リスク把握及び分担の考え方
2. 想定するリスクの種類及び各リスクについての対応策及び関係法令への対応
3. 保険の付保計画及び各保険の付保内容（保険契約者、被保険者、対象範囲、保険期間、補てん限度額、保険料、免責金額など）

（注1）設計建設段階、維持管理段階に分けて記述すること。

（注2）上記2における想定するリスクの種類には、本事業の契約書（案）のリスク分担表に記載のリスクを網羅すること。

備考

- 1 A4判：2枚以内
- 2 様式は自由とするが、左上に様式番号を記載し、上段に様式名称を明記するとともに、上下左右で20mm以上の余白を確保すること。

関係法令リスト

法令等に基づく届出、許認可等の手続が必要と想定するものについて、適用を受ける時期ごとに区分して記入すること。

関係法令リスト（調査設計段階）

関係法令	適用時期	届出、許認可項目	備考

関係法令リスト（建設段階）

関係法令	適用時期	届出、許認可項目	備考

関係法令リスト（維持管理段階）

関係法令	適用時期	届出、許認可項目	備考

備考

- 1 A4判：枚数制限なし
- 2 様式は自由とするが、左上に様式番号を記載し、上段に様式名称を明記するとともに、上下左右で20mm以上の余白を確保すること。

業務実施体制に関する提案－調査設計業務の体制－

■設計企業が配置を予定する【管理技術者】

設計企業	●●株式会社		
氏名(ふりがな)			
保有資格	技術士（総合技術監理部門-上水道） ・ 保有なし		
同種業務の実績【設計】			
1	業務名称		業務概要
	発注機関		
	契約期間	年 月～ 年 月	
	従事立場	管理 ・ 照査 ・ 担当	
2	業務名称		業務概要
	発注機関		
	契約期間	年 月～ 年 月	
	従事立場	管理 ・ 照査 ・ 担当	
備 考			
<p>※1 設計企業を複数の企業で構成する場合は、JV出資比率が最も高い企業の担当者を記載する。</p> <p>※2 同種業務とは、浄水場における公称能力 10,000m³/日以上の水源地を表流水もしくはダムとする急速ろ過方式の実施設計の完了実績を指す。</p> <p>※3 実績を確認できる書類等を添付資料として提出すること。</p>			

備考

- 1 A4判：1枚
- 2 様式は指定とするが、実績記入欄のサイズの改変は可とする。

業務実施体制に関する提案ー調査設計業務の体制ー

■設計企業が配置を予定する【照査技術者】

設計企業	●●株式会社		
氏名(ふりがな)			
同種業務の実績【設計】			
1	業務名称		業務概要
	発注機関		
	契約期間	年 月～ 年 月	
	従事立場	管理・照査・担当	
2	業務名称		業務概要
	発注機関		
	契約期間	年 月～ 年 月	
	従事立場	管理・照査・担当	
備 考			
<p>※1 設計企業を複数の企業で構成する場合は、JV出資比率が最も高い企業の担当者を記載する。</p> <p>※2 同種業務とは、浄水場における公称能力 10,000m³/日以上の水源地を表流水もしくはダムとする急速ろ過方式の実施設計の完了実績を指す。</p> <p>※3 実績を確認できる書類等を添付資料として提出すること。</p>			

備考

- 1 A4判：1枚
- 2 様式は指定とするが、実績記入欄のサイズの改変は可とする。

業務実施体制に関する提案－建設工事業務の体制－

■土木建築企業が配置を予定する【土木工事】の監理技術者

土木建築企業	●●株式会社		
氏名(ふりがな)			
同種業務の実績【土木】			
1	工事名称		工事概要
	発注機関		
	契約期間	年 月～ 年 月	
	発注形態	単体 ・ 共同企業体（代表）	
2	工事名称		工事概要
	発注機関		
	契約期間	年 月～ 年 月	
	発注形態	単体 ・ 共同企業体（代表）	
備 考			
<p>※1 土木建築企業を複数の企業で構成する場合は、JV出資比率が最も高い企業の担当者を記載する。</p> <p>※2 発注形態にはどちらかに○を付けること。</p> <p>※3 実績を確認できる書類等、監理技術者資格者証（土木工事）及び監理技術者講習修了証を添付資料として提出すること。</p>			

備考

- 1 A4判：1枚
- 2 様式は指定とするが、実績記入欄のサイズの改変は可とする。

業務実施体制に関する提案－建設工事業務の体制－

■土木建築企業が配置を予定する【建築工事】の監理技術者

土木建築企業	●●株式会社		
氏名(ふりがな)			
同種業務の実績【建築】			
1	工事名称		工事概要
	発注機関		
	契約期間	年 月～ 年 月	
	発注形態	単体 ・ 共同企業体 (代表)	
2	工事名称		工事概要
	発注機関		
	契約期間	年 月～ 年 月	
	発注形態	単体 ・ 共同企業体 (代表)	
備 考			
<p>※1 土木建築企業を複数の企業で構成する場合は、JV出資比率が最も高い企業の担当者を記載する。</p> <p>※2 発注形態にはどちらかに○を付けること。</p> <p>※3 実績を確認できる書類等、監理技術者資格者証（建築工事）及び監理技術者講習修了証を添付資料として提出すること。</p>			

備考

- 1 A4判：1枚
- 2 様式は指定とするが、実績記入欄のサイズの改変は可とする。

業務実施体制に関する提案－建設工事業務の体制－

■機械設備企業が配置を予定する監理技術者

機械設備企業	●●株式会社		
氏名(ふりがな)			
同種業務の実績【機械設備】			
1	工事名称		工事概要
	発注機関		
	契約期間	年 月～ 年 月	
	発注形態	単体・共同企業体	
2	工事名称		工事概要
	発注機関		
	契約期間	年 月～ 年 月	
	発注形態	単体・共同企業体	
備 考			
<p>※1 機械設備企業を複数の企業で構成する場合は、JV出資比率が最も高い企業の担当者を記載する。</p> <p>※2 同種業務とは、浄水場における公称能力 10,000m³/日以上の水源を表流水もしくはダムとする急速ろ過方式の機械工事の完成実績を指す。</p> <p>※3 発注形態にはどちらかに○を付けること。</p> <p>※4 共同企業体は代表に限らず、構成員としての参加実績も可とする。</p> <p>※5 実績を確認できる書類等、監理技術者資格者証（機械器具設置工事又は水道施設工事）及び監理技術者講習修了証を添付資料として提出すること。</p>			

備考

- 1 A4判：1枚
- 2 様式は指定とするが、実績記入欄のサイズの改変は可とする。

業務実施体制に関する提案－建設工事業務の体制－

■電気設備企業が配置を予定する監理技術者

電気設備企業	●●株式会社		
氏名(ふりがな)			
同種業務の実績【電気設備】			
1	工事名称		工事概要
	発注機関		
	契約期間	年 月～ 年 月	
	発注形態	単体・共同企業体	
2	工事名称		工事概要
	発注機関		
	契約期間	年 月～ 年 月	
	発注形態	単体・共同企業体	
備 考			
<p>※1 電気設備企業を複数の企業で構成する場合は、JV出資比率が最も高い企業の担当者を記載する。</p> <p>※2 同種業務とは、浄水場における公称能力 10,000m³/日以上の水源を表流水もしくはダムとする急速ろ過方式の電気工事（中央監視・計装設備を含む一式）の完成実績を指す。</p> <p>※3 発注形態にはどちらかに○を付けること。</p> <p>※4 共同企業体は代表に限らず、構成員としての参加実績も可とする。</p> <p>※5 実績を確認できる書類等、監理技術者資格者証（電気工事）及び監理技術者講習修了証を添付資料として提出すること。</p>			

備考

- 1 A4判：1枚
- 2 様式は指定とするが、実績記入欄のサイズの改変は可とする。

業務実施体制に関する提案－維持管理業務の体制－

■維持管理企業が配置を予定する【受託水道業務技術管理者】

維持管理企業	●●株式会社		
氏名(ふりがな)			
保有資格	水道浄水施設管理技士（1級） ・ 同（2級） ・ 保有なし		
同種業務の実績【維持管理】			
1	業務名称		業務概要
	発注機関		
	契約期間	年 月～ 年 月	
	従事立場	受託水道業務技術管理者 ・ 現場業務責任者	
2	業務名称		業務概要
	発注機関		
	契約期間	年 月～ 年 月	
	従事立場	受託水道業務技術管理者 ・ 現場業務責任者	
備 考			
<p>※1 維持管理企業を複数の企業で構成する場合は、JV出資比率が最も高い企業の担当者を記載する。</p> <p>※2 保有資格は該当する項目に○を付けること。</p> <p>※3 同種業務とは、浄公称能力 10,000m³/日以上の水源を表流水もしくはダムとする急速ろ過方式)で24時間連続して運転監視する維持管理業務を元請として2年以上継続して履行実績を指す。</p> <p>※4 保有資格及び実績を確認できる書類等を添付資料として提出すること。</p> <p>※5 現場業務責任者として従事した実績業務については、現場業務の責任者として従事したことを確認できる書類等を添付資料として提出すること。</p> <p>※6 水道技術管理者（水道法第19条に定めるものをいう。）の資格を証する書類を添付資料として提出する。</p>			

備考

- 1 A4判：1枚
- 2 様式は指定とするが、実績記入欄のサイズの変更は可とする。

業務実施体制に関する提案－維持管理業務の体制－

■維持管理企業が配置を予定する【現場業務責任者】

維持管理企業	●●株式会社		
氏名(ふりがな)			
保有資格	水道浄水施設管理技士（1級） ・ 同（2級） ・ 保有なし		
同種業務の実績【維持管理】			
1	業務名称		業務概要
	発注機関		
	契約期間	年 月～ 年 月	
	従事立場	受託水道業務技術管理者 ・ 現場業務責任者	
2	業務名称		業務概要
	発注機関		
	契約期間	年 月～ 年 月	
	従事立場	受託水道業務技術管理者 ・ 現場業務責任者	
備 考			
<p>※1 維持管理企業を複数の企業で構成する場合は、JV出資比率が最も高い企業の担当者を記載する。</p> <p>※2 保有資格は該当する項目に○を付けること。</p> <p>※3 同種業務とは、公称能力 10,000m³/日以上の水源を表流水もしくはダムとする急速ろ過方式) で 24 時間連続して運転監視する維持管理業務を元請として 2 年以上継続して履行実績を指す。</p> <p>※4 保有資格及び実績を確認できる書類等を添付資料として提出すること。</p> <p>※5 現場業務責任者として従事した実績業務については、現場業務の責任者として従事したことを確認できる書類等を添付資料として提出すること。</p>			

備考

- 1 A4判：1枚
- 2 様式は指定とするが、実績記入欄のサイズの改変は可とする。

セルフモニタリングに関する提案

セルフモニタリング計画について、次の観点から具体的に記述すること。

1. 設計期間中のセルフモニタリング

- ・セルフモニタリング体制
- ・設計品質の確保及び設計工程の管理
- ・調査設計業務の照査

2. 建設期間中のセルフモニタリング

- ・セルフモニタリング体制
- ・施工品質及び安全性の確保
- ・工事工程の管理
- ・設計図書どおりに施工されていることを確認するためのセルフモニタリング（建築基準法上の工事監理を含む）

3. 維持管理期間中のセルフモニタリング

- ・セルフモニタリング体制
- ・維持管理の品質確保（サービスの質を維持・改善する工夫）
- ・要求水準・技術提案等に対する履行確認

備考

- 1 A4判：3枚以内
- 2 様式は自由とするが、左上に様式番号を記載し、上段に様式名称を明記するとともに、上下左右で20mm以上の余白を確保すること。

調査業務に関する提案

各種調査計画について、次の観点から具体的に記述すること。

1. 地質調査計画
 - ・地質調査の予定位置及び選定理由
 - ・地質調査で行う予定試験項目（目的・内容・数量）

2. 測量調査計画
 - ・測量調査の予定位置及び選定理由
 - ・測量調査で行う予定項目（目的・内容・数量）

3. 埋設物調査計画
 - ・埋設物調査（試掘含む）の予定位置及び選定理由
 - ・埋設物調査で行う予定項目（目的・内容・数量）

4. その他独自提案

【添付資料】

- ・調査計画位置図（地質、測量、埋設物、その他）

備考

- 1 A4判：3枚以内
- 2 様式は自由とするが、左上に様式番号を記載し、上段に様式名称を明記するとともに、上下左右で20mm以上の余白を確保すること。

土木・建築施設に関する提案

土木・建築施設計画について、次の観点から具体的に記述すること。

1. 耐震補強計画
 - ・提示された補強設計資料に対する検証方法
 - ・既存躯体への影響や更新設備との干渉への配慮
 - ・その他独自提案

2. 建築施設・整備計画
 - ・取水塔の維持管理性向上
 - ・その他独自提案

3. その他独自提案

【添付資料】

- ・提案内容の補足に必要な図面

備考

- 1 A4判：2枚以内
- 2 様式は自由とするが、左上に様式番号を記載し、上段に様式名称を明記するとともに、上下左右で20mm以上の余白を確保すること。

機械設備に関する提案

機械設備計画について、次の観点から具体的に記述すること。

1. 取水施設
 - ・台風時などにおける維持管理
 - ・水運用計画（取水）に対応可能な設備構成、容量等
2. 浄水施設
 - ・機械設備概要（設備構成、容量等）
 - ・原水水質に対する浄水処理の確実性
 - ・適切な浄水水質維持
3. 薬品注入設備
 - ・薬品注入設備概要（使用薬品、設備構成、容量等）
 - ・使用する薬品及び注入率
 - ・確実な注入方法
4. 配水ポンプ設備
 - ・水運用計画（配水）に対応可能な設備構成、容量等
5. 排水処理施設
 - ・排水処理設備概要（設備構成、機器仕様等）
 - ・排水処理の確実性
6. 共通項目
 - ・耐震性及び耐久性の確保
 - ・維持管理性等
 - ・修繕、更新時対応
7. その他独自提案

※環境配慮に関する事項は「様式V-4-2」に記載すること

【添付資料】

- ・設備容量計算書
- ・設備フローシート図（取水、浄水、排水、薬品注入、送水等）
- ・機器配置図（平面図・断面図） ※薬品注入管、サンプリング管の概略ルートを含む

備考

- 1 A4判：8枚以内
- 2 様式は自由とするが、左上に様式番号を記載し、上段に様式名称を明記するとともに、上下左右で20mm以上の余白を確保すること。

電気計装設備に関する提案

電気設備計画（受変電設備、動力設備、自家発電設備）、計装設備計画及び監視制御設備計画について、次の観点から具体的に記述すること。

1. 電気設備

- ・電気設備概要（設備構成、容量等）
- ・動力負荷量の概要と配電方法
- ・受変電負荷量及び自家発電負荷量
- ・電気設備の信頼性及び保守性
- ・自家発電設備の設置、近隣住民に対する配慮

2. 計装設備

- ・計装設備概要（設備構成、機器仕様等）
- ・浄水処理における計装設備計画
- ・排水処理における計装設備計画

3. 監視制御設備

- ・監視制御設備概要（設備構成、機器仕様、相互監視等）
- ・浄水・排水処理、場外施設の監視制御計画（水質異常や故障等の監視を含む）
- ・運転監視・操作の容易性確保
- ・バックアップシステム等
- ・監視制御システムの拡張性とセキュリティ対策
- ・水道システムの見える化

4. 共通項目

- ・耐震性及び耐久性の確保
- ・維持管理性等
- ・修繕、更新時対応

5. その他独自提案

※環境配慮に関する事項は「様式V-4-2」に記載すること

【添付資料】

- ・設備容量計算書
- ・監視制御項目一覧表
- ・単線結線図
- ・システム構成図
- ・計装フロー図
- ・主要機器外形図
- ・機器配置図

備考

- 1 A4判：8枚以内
- 2 様式は自由とするが、左上に様式番号を記載し、上段に様式名称を明記するとともに、上下左右で20mm以上の余白を確保すること。

建設工事に関する提案

建設工事計画について、次の観点から具体的に記述すること。

1. 水運用の安定確保
2. 施工計画
 - ・ 施工手順
 - ・ 土木・建築・機械・電気の各工事における品質管理
 - ・ 工事期間中の既存浄水施設の安定的な運転の確保
 - ・ 安全面・環境面（騒音、振動、粉塵等）に配慮した施工方法、仮設工法
3. 試運転計画
 - ・ 水張試験、各種試験及び総合試運転の実施内容及び方法
 - ・ 試運転時における原水の確保及び排水の方法
 - ・ 試運転工程計画
4. 浄水処理切替計画
 - ・ 浄水処理の切替手順、作業体制、不具合発生時の対応等
 - ・ 切替工程計画
5. 排水処理切替計画
 - ・ 排水処理の切替手順、作業体制、不具合発生時の対応等
 - ・ 切替工程計画
6. 電気切替計画
 - ・ 受電の切替手順、作業体制、不具合発生時の対応等
 - ・ 監視の切替手順、作業体制、不具合発生時の対応等
 - ・ 切替工程計画
7. その他独自提案

【添付資料】

- ・ 施工ステップ図（工事期間中の駐車場の確保場所も明示すること）
- ・ 仮設図（工事期間中の工事車両の出入口、場内通行ルート、仮囲い等）

備考

- 1 A4判：10枚以内
- 2 様式は自由とするが、左上に様式番号を記載し、上段に様式名称を明記するとともに、上下左右で20mm以上の余白を確保すること。

運転管理業務に関する提案

運転管理業務について、次の観点から具体的に記述すること。

1. 業務体制表
 - ・配置職種、勤務時間、人数、必要資格、主な作業場所等
 - ・職種別の業務内容
 - ※運転管理業務のほか、保守管理業務等も含めた業務体制
 - ・既存の委託業者からの引継ぎ
2. 更新前の浄水処理・排水処理
 - ・浄水処理の各工程の運転、管理体制、監視方法
 - ・薬品注入及び排水処理の各工程の運転、管理体制
3. 更新中の浄水処理・排水処理
 - ・浄水処理の各工程の運転、管理体制、監視方法
 - ・薬品注入及び排水処理の各工程の運転、管理体制
4. 更新後の水運用計画を考慮した浄水処理・排水処理
 - ・水運用計画（取水及び配水）
 - ・浄水処理の各工程の運転、管理体制、監視方法
 - ・薬品注入及び排水処理の各工程の運転、管理体制
5. 社員教育及び技術の向上
 - ・運転員の資質及び能力向上に対する教育
 - ・本市及び事業者間における技術継承
6. マニュアル整備とその活用
 - ・整備マニュアルの作成方針
 - ・マニュアルの活用
7. その他独自提案

備考

- 1 A4判：8枚以内
- 2 様式は自由とするが、左上に様式番号を記載し、上段に様式名称を明記するとともに、上下左右で20mm以上の余白を確保すること。

保守管理業務に関する提案

保守管理業務について、次の観点から具体的に記述すること。

1. 更新対象施設
 - ・ 日常及び定期点検、保守点検、機器清掃

2. 継続利用施設
 - ・ 土木施設・建築物の日常及び定期点検、保守点検
 - ・ 機械・電気設備の日常及び定期点検、保守点検、機器清掃

3. その他独自提案

備考

- 1 A4判：4枚以内
- 2 様式は自由とするが、左上に様式番号を記載し、上段に様式名称を明記するとともに、上下左右で20mm以上の余白を確保すること。

修繕業務に関する提案

修繕業務について、次の観点から具体的に記述すること。

1. 土木・建築の修繕計画
 - ・故障発生時（施設損傷、性能低下等）における突発修繕への対応・体制

2. 機械・電気の修繕計画
 - ・計画修繕計画
 - ・故障発生時（故障停止、性能低下等）に対する突発修繕への対応・体制
 - ・設備の長寿命化

3. その他独自提案

備考

- 1 A4判：3枚以内
- 2 様式は自由とするが、左上に様式番号を記載し、上段に様式名称を明記するとともに、上下左右で20mm以上の余白を確保すること。

ユーティリティ調達業務に関する提案

ユーティリティ調達業務について、次の観点から具体的に記述すること。

1. 薬品類の適切な管理
 - ・薬品管理（保管方法、購入頻度等）
 - ・非常時を見越した調達先の選定
2. 自家発燃料など、維持管理上必要な調達管理
3. その他独自提案

備考

- 1 A4判：2枚以内
- 2 様式は自由とするが、左上に様式番号を記載し、上段に様式名称を明記するとともに、上下左右で20mm以上の余白を確保すること。

環境整備業務に関する提案

環境整備業務について、次の観点から具体的に記述すること。

1. 場内清掃
2. 植栽管理
3. 外構清掃
4. 浄化槽の管理清掃
5. 除雪
6. その他独自提案

備考

- 1 A4判：2枚以内
- 2 様式は自由とするが、左上に様式番号を記載し、上段に様式名称を明記するとともに、上下左右で20mm以上の余白を確保すること。

災害、事故及び緊急時対応業務に関する提案

災害、事故及び緊急時対応業務について、次の観点から具体的に記述すること。

1. 災害時（地震、水質事故、停電、風水害、降灰等）の体制と対応
 - ・災害時の体制
 - ・初動対応、施設巡視及び被害状況調査等
 - ・応急復旧及び応急給水の支援

2. 事故時（設備故障等）の体制と対応
 - ・想定される設備事故内容とその対策
 - ・初動対応
 - ・応急復旧

3. 事業継続計画、危機管理マニュアルの作成
 - ・事業継続計画、危機管理マニュアルの作成方針
 - ・本市との連絡体制

4. その他独自提案

備考

- 1 A4判：3枚以内
- 2 様式は自由とするが、左上に様式番号を記載し、上段に様式名称を明記するとともに、上下左右で20mm以上の余白を確保すること。

その他業務に関する提案

その他業務について、次の観点から具体的に記述すること。

1. 許可工作物管理に関する提案
2. 池清掃に関する提案
3. 土砂搬出に関する提案
4. 見学者対応に関する提案
 - ・羽川西浄水場の見学ルート
 - ・見学者対応方法、説明資料や展示内容
5. 保安管理に関する提案
6. 料金関係業務との連携に関する提案
7. その他独自提案

備考

- 1 A4判：2枚以内
- 2 様式は自由とするが、左上に様式番号を記載し、上段に様式名称を明記するとともに、上下左右で20mm以上の余白を確保すること。

業務終了時の引継ぎ業務に関する提案

本事業終了時の引継ぎ業務について、次の観点から具体的に記述すること。

1. 効率的な引継ぎを行うために、本市が選定する後継事業者に対して行う内容と期間
2. 施設の引渡し前に行う性能確認の方法及び性能保証
3. 引継ぎに必要となる提出書類と形式
4. その他独自提案

備考

- 1 A4判：1枚以内
- 2 様式は自由とするが、左上に様式番号を記載し、上段に様式名称を明記するとともに、上下左右で20mm以上の余白を確保すること。

地域への貢献に関する提案

地域への貢献について、次の観点から具体的に記述すること。

1. 地域経済への貢献

- ・地域経済への貢献について、事業期間中（設計建設及び維持管理）における小山市内に本社又は本店を有する地元企業（構成企業、協力企業）への分担額及び企業数の計画を下表に記載すること。

表 地元企業への分担額計画表

項目	企業名	所在地 (小山市)	対象業務	分担額 (税抜、円)
① 構成企業への分担額 【企業数：●社】	●●会社	■町 1-2-3	(例) 土木工事	0,000,000
	小計			0,000,000
	(内、設計建設)			(0,000,000)
	(内、運転維持管理)			(0,000,000)
② 協力企業への分担額 【企業数：●社】	●●会社	■町 4-5-6	(例) 場内配管工事	0,000,000
	小計			0,000,000
合計				0,000,000

2. 地域活動への貢献

- ・地域活動への貢献について、地元との連携、地元人材の育成及び地域活動

【添付資料】

- ・地元企業の関心表明書（様式は任意）

備考

- 1 A4判：3枚以内
- 2 様式は自由とするが、左上に様式番号を記載し、上段に様式名称を明記するとともに、上下左右で20mm以上の余白を確保すること。

環境配慮に関する提案

環境配慮について、次の観点から具体的に記述すること。

1. 設計建設における環境対策

- ・調査設計及び建設工事における環境負荷削減（CO₂等）
- ・施設計画における省エネルギー化等
- ・上記提案による環境負荷削減による効果（定量的又は定性的）

2. 維持管理における環境対策

- ・維持管理における環境負荷削減（CO₂等）
- ・施設運転の工夫によるエネルギー削減
- ・上記提案による環境負荷削減による効果（定量的又は定性的）

3. その他独自提案

【添付資料】

- ・環境負荷削減効果の算定根拠

備考

- 1 A4判：2枚以内
- 2 様式は自由とするが、左上に様式番号を記載し、上段に様式名称を明記するとともに、上下左右で20mm以上の余白を確保すること。

本市水道事業に資する提案

本市水道事業に資するその他提案について、次に示す観点から記述すること。

1. 先進性、創意工夫
2. 他の審査項目で評価の対象とならない提案

備考

- 1 A4判：1枚以内
- 2 様式は自由とするが、左上に様式番号を記載し、上段に様式名称を明記するとともに、上下左右で20mm以上の余白を確保すること。

若木浄水場等更新整備及び維持管理事業

技術提案書添付資料

【正本】

応募グループ名

注) グループ名は正本1部のみ記載し、副本のグループ名は、別途、本市が指定する名称を記載すること。

若木浄水場等更新整備及び維持管理事業

技術提案書添付資料

【副本】

本市が指定するグループ名

注) 副本のグループ名は、別途、本市が指定する名称を記載すること。

要求水準適合チェックリスト

次頁に示すチェックリストに記載のうえ、提出すること。なお、記載にあたっては、以下に留意すること。

- ・要求水準書に記載の事項について、応募者の提案において遵守される場合、確認欄（応募者）に「○」を記載すること。すべての項目に対して確認欄（応募者）に「○」を記載するものとし、「○」のない技術提案書の提出は認めない。
- ・要求水準書のほか、募集要項等に関する質問回答書の内容も踏まえて、確認すること。
- ・技術提案書等における確認箇所（資料名、様式番号、頁番号等）を明記すること。技術提案書等で事前に記載・特定できない事項は「事業実施時に対応」などと記載すること。

■若木浄水場等更新整備及び維持管理事業 要求水準適合チェックリスト

No.	章	節	項	目	内容	確認欄		記載箇所等	備考
						応募者	本市		
1	第1章 総則	1.5 基本事項	3) 要求する施設諸元	ア) 計画水量	本事業において若木浄水場、鶴島浄水場、羽川西浄水場が処理すべき計画水量は表 13、表 14、表 15のとおりである。				
2				イ) 浄水の要求水質	若木浄水場を含む3浄水場における浄水の要求水質は、浄水池出口において、「水質基準に関する省令」(厚生労働省令第101号)に定める水質基準項目(51項目)及び残留塩素濃度に関して、表 16、表 17、表 18に示す要求水準値とする。				
3				ウ) 排水の要求水質	本施設は、水質汚濁防止法上の特定施設に該当するため、水質汚濁防止法及び関係条例における排水基準を順守し、該当項目について定期的な測定を実施する。				
4				エ) 耐震性能	本事業で整備(耐震補強を含む)する土木・建築構造物及び機械・電気設備は、それぞれ表 19及び表 20に示す耐震性能を有するものとする。なお、土木施設の耐震補強工事は、既存施設を対象として動的非線形解析を適用した設計資料は閲覧資料として提示する。これを設計図書として利用する場合は、事業者にて設備荷重・配置などの設計条件を十分に確認・検証すること。また、荷重条件などの見直しが必要な場合は、事業者にて整備後の条件で耐震性能の照査を行い、対象施設の耐震補強設計・工事を実施すること。				
5				オ) 構造物及び設備の耐用年数	本事業で整備する構造物及び設備については、事業期間終了後も本市が継続して使用するため、地方公営企業法施行規則の別表第2号に定める耐用年数を満足する水準とする。				
6				カ) 本事業期間終了時における本施設の状態	事業者は、事業期間終了時において、本事業で整備したすべての施設が要求水準書で提示した性能を維持していることを確認し、著しい損傷がない状態(事業期間終了後1年以内に更新を要することがない状態)で、本市へ引き渡すものとする。				
7					これらの施設が上記の期間内に要求水準書に示された性能を下回った場合(ただし、本市の責めに帰すべき事由に起因する場合を除く。)、事業者は自らの費用負担にて修繕を行うものとする。				
8			4) 統括責任者の配置及び役割	ア) 統括責任者の配置	事業者は、調査設計業務、建設工事業務及び維持管理業務を統括し、本市との連絡の窓口を務める統括責任者を配置すること。 統括責任者は、設計建設JVの代表企業から1名選任する。なお、統括責任者は本市の承認により変更することができる。				
9				イ) 計画等策定のとりまとめ	調査設計業務、建設工事業務及び維持管理業務の実施に際して策定する各種計画やマニュアル等について、本市に対して必要な協議・報告を行い、内容の確認又は承認を依頼する。				
10				ウ) 市との調整	調査設計業務、建設工事業務及び維持管理業務を確実に実行し、本事業を円滑に進めるため、以下に関する調整を行う。 (1) 本市と事業者による定期会議(毎月)及び必要に応じて随時会議を開催し、業務の進捗状況及び実施工程等を示した資料により、事業の進捗報告等を行うこと。 (2) 本市の意見や要望等を踏まえ、要求水準書や提案書に記載のない事項の提案等を本市と事業者との協議のうえ決定すること。 (3) 本市との調整は、統括責任者が会議を開催し、協議を取りまとめること。				
11									
12									
13				エ) 事業者の構成企業間の調整	要求水準を担保するための品質管理及び事業期間終了まで事業者の構成企業間の業務を調整する。				
14					(1) 統括責任者は、各構成企業の業務実施状況を一元的に把握し、全体工程の管理や構成企業間の役割分担等の調整を行うこと。				
15				オ) 業務報告書の作成	調査設計業務、建設工事業務及び維持管理業務における各種提出書類等を取りまとめ、定例会議等で、本市に提出・報告すること。				
16		1.6 事業の考え方	1) 事業者に求める役割		事業者は、以下の事項を満足する必要がある。 ア) 効率的かつ効果的な若木浄水場等の更新整備事業の設計及び工事 イ) 一定の水質を確保し、継続的に安定した水の供給 ウ) 浄水場及び場外施設の効率的な維持管理				
17			2) 第三者委託		維持管理業務については、浄水場の機能を効率よく発揮し、適切な維持管理を図るため、水道法(昭和32年法律第177号)第24条の3に規定する第三者委託とする。事業者は受託水道業務技術管理者を置き、維持管理業務を行う。 第三者委託の範囲は別紙 1に示すとおりとする。				
18			3) 本市のモニタリング		本市は、調査設計業務、建設工事業務及び維持管理業務について、本市の定める要求水準への適合状況の確認等を目的にモニタリングを行う。事業者は本市が行うモニタリングに協力すること。				
19			4) セルフモニタリング		事業者は、以下に示す調査設計業務、建設工事業務及び維持管理業務のセルフモニタリングを実施し、本市に必要な報告を毎月行う。また、必要に応じて随時セルフモニタリングを実施すること。ここに示す事項を除く、セルフモニタリングの実施方法、実施内容等については、事業者提案による。				

■若木浄水場等更新整備及び維持管理事業 要求水準適合チェックリスト

No.	章	節	項	目	内容	確認欄		記載箇所等	備考
						応募者	本市		
20				ア) 調査設計業務	(1) 調査設計業務について、調査設計の進捗状況を報告するとともに、要求水準及び事業者提案を満足していることを適時確認すること。				
21				イ) 建設工事業務	(1) 建設工事業務について、工事工程を管理するとともに、設計図書との整合、要求水準及び事業者提案を満足していることを適時確認すること。				
22				ウ) 維持管理業務	(1) 維持管理業務の実施状況を適時確認し、要求水準及び事業者提案を満足していることを確認すること。				
23			5) 留意事項	ウ) 他事業との調整	事業者は、本市が実施する他事業(工事、設計、業務等)について本市との調整を行い、円滑な本事業の設計・工事の実施、維持管理を行うものとする。 【予定している他事業】 ・若木浄水場中央監視設備修繕 ・羽川西浄水場電気設備機能増設 ※その他、事業期間中に追加発生する場合は、本市から事業者へ通達する。				
24				カ) 要求水準書等に記載のない事項への対応	要求水準書及びこれに基づく事業者提案に記載のない事項であっても、要求水準で求める施設性能や施設水準を発揮・維持するために、事業者側で実施が必要となる施設整備や維持管理作業については、事業者の責において行うこと。				
25		1.7 関係法令等			事業者は、本事業を実施するにあたり、以下の関係法令等を遵守する。				
26	第2章 若木浄水場等更新整備	2.1 調査業務	1) 本業務の内容		本業務は、若木浄水場等の設計及び建設工事を行う上で必要となる調査業務であり、本市が提供する資料を補完する目的で調査の実施を求める。 提案時の調査計画が適切でなかったことによる基礎形式の変更や工事の遅延等については、事業者の責任において対応すること。				
27			2) 本業務の実施にあたっての留意事項		(ア) 本市が提供する資料を参考に、設計及び工事にあたって追加的に必要となる調査を行うこと。				
28					(イ) 地質調査では、事業者の整備対象施設の配置計画に基づき、主要施設において最低1本以上のボーリング調査を行い、支持層を確認すること。				
29					(ウ) 事業用地内の地下埋設物調査は、既存資料を基に現地調査を行って埋設位置図の作成を行うとともに、必要に応じて、埋設位置確認のための試掘調査等を行うこと。なお、既存資料は、必ずしも最新状況を反映していないことから、事業者は、現地調査を十分に行うこと。				
30					(エ) 雨水・汚水の排水経路等について、現地調査による確認を実施すること。				
31					(オ) 本事業において不要になった設備は、事業者の責任で撤去・処分を行うこと。				
32		2.2 設計業務	1) 本業務の内容	ア) 基本設計	基本設計の内容は、基本条件の設定、処理フローの検討、維持管理方法の検討、配置計画、施設計画、段階的運用方法の検討、容量計算、水理計算、施工方法の検討、基本設計図の作成とし、報告書としてとりまとめる。				
33				イ) 詳細設計	詳細設計の内容は、設計計画、構造計算、各種計算、設計図作成、数量計算とし、報告書としてとりまとめる。				
34				ウ) 設計協議	設計業務に係る協議は、原則として2ヶ月に1回程度以上の頻度で実施する。				
35			2) 設計共通事項	ア) 施設計画	(1) 新設する建築構造物の構造形式は、鉄筋コンクリート造又は鉄骨造とする。				
36					(2) 新設する建築構造物の基礎形式は、構造物の重量、計画地盤の特性および支持層等を考慮して事業者が提案する。				
37					(3) 新設する建築構造物は、耐久性を考慮した仕様とする。				
38					(4) 浄水施設の池内面は防食対策を施す。				
39					(5) 維持管理や見学時の事故防止(転倒、転落、設備接触等)に配慮する。				
40					(6) 使用する水道機材の規格はJWWA 規格もしくはJIS規格とする。				
41				イ) 施設配置	(1) 施設の配置は事業者の提案によるものとし、維持管理性や車両及び見学者動線等に配慮すること。				
42					(2) 設備機器の配置は、更新スペースを設けるなど、将来の更新時において施設運転に支障とならないように考慮する。				
43				ウ) 災害対策	(1) 地震対策 (ア) 整備対象施設及び継続利用する施設のうち事業者が改修等を実施する範囲は、表 19 及び表 20に示した耐震性能を確保する。				
44					(2) 落雷対策 (ア) 落雷による施設被害を最小化するため、適切な落雷対策を実施するものとし、対策の範囲及び方法はJIS A 4201、JIS Z 9290-1、JIS Z 9290-3及びJIS Z 9290-4等の関連規格を参考に提案すること。				
45				エ) 周辺環境との調和	(1) 周辺の景観に配慮する。				

No.	章	節	項	目	内容	確認欄		記載箇所等	備考
						応募者	本市		
46					(2) 周辺的生活環境(騒音、振動、臭気、排水、防塵及び交通の確保など)に考慮する。				
47				オ) 省エネルギー対策	(1) 高効率機器の積極的な活用、エネルギーの効率化を図るなど、省エネルギーに配慮する。				
48					(2) 温室効果ガスの排出抑制に配慮する。				
49					(3) 省資源に配慮する。				
50				カ) ユーティリティ	(1) 本市との分界点には、水道使用量を把握するため、量水器を設置する。				
51			3) 若木浄水場設計	ア) 取水施設	(1) 取水設備 取水設備について、以下の点を考慮して設計すること。 (ア) 取水ポンプは既設同様に水中ポンプとし、河川水取水に適した形式を選定し、水運用に支障が無いように適切な容量とすること。				
52					(イ) 排砂ポンプは1台更新、1台増設とする。				
53					(ウ) (ウ) 取水ゲートはNo.1~4を更新とする。なおNo.4取水ゲートについては、大規模な浚渫作業や仮設構造物が必要となり、更新工事が困難と判断される場合は協議の上、既設流用可とする。また、既設ガイドレールや受枠については、No.1~4取水ゲートにおいて既設流用可とする。				
54					(エ) スクリーンは既設流用可とする				
55					(2) その他 (ア) 施工にあたっては、土木工事と十分に調整し、水運用に支障が無い施工方法を検討すること。				
56				イ) 浄水施設	(1) 沈砂池設備 沈砂池設備について、以下の点を考慮して設計すること。 (ア) 沈砂池に排砂設備(搔寄機、排砂ポンプ)を新設する。				
57					(イ) 仕様は事業者提案とする。				
58					(ウ) 搔寄機運転のために必要と判断される場合は、沈砂池底部にシンダーコンクリートを打設すること。				
59					(エ) 整備後の設備荷重条件を踏まえて、耐震補強設計を行うこと。				
60					(オ) 水槽部内面は内面防水工を施すものとする。なお、防水工機能確保に支障となるクラック等の劣化は補修を行うこと。				
61					(カ) その他、施設の長寿命化を図るための改修を行うこと。				
62					(2) 着水井設備 着水井設備について、以下の点を考慮して設計すること。 (ア) 急速攪拌機及び池上部の鋼製点検歩廊を更新すること。				
63					(イ) 急速攪拌機の仕様は事業者提案とする。				
64					(ウ) 池上部の鋼製点検歩廊は、腐食を抑制する観点からSUS製とすること。				
65					(3) 高速凝集沈でん池設備・急速ろ過池設備 高速凝集沈でん池設備・急速ろ過池設備について、以下の点を考慮して設計すること。 (ア) 高速凝集沈でん池にスカム等発生防止の対策として遮光ネットの設置を行うこと。				
66					(イ) 高速凝集沈でん池および急速ろ過池に外部からの異物投てき防止の対策を行うこと。				
67					(ウ) 池上部の鋼製点検歩廊は、腐食を抑制する観点からSUS製とする。				
68					(エ) 高速凝集沈でん池および急速ろ過池の内部機器の仕様・形式は事業者提案とするが、適切な浄水処理、ろ過池洗浄が可能なものとする。				
69					(オ) 整備後の設備荷重条件を踏まえて、耐震補強設計を行うこと。				
70					(カ) 水槽部内面は内面防水工を施すものとする。なお、防水工機能確保に支障となるクラック等の劣化は補修を行うこと。				
71					(キ) その他、施設の長寿命化を図るための改修を行うこと。				
72					(4) その他 (ア) 施工にあたっては、土木工事と十分に調整し、水運用に支障が無い施工方法を検討すること。				

No.	章	節	項	目	内容	確認欄		記載箇所等	備考
						応募者	本市		
73				ウ) 排水処理施設	(1) 排水池設備 排水池設備について、以下の点を考慮して設計すること。 (ア) 排水池返送ポンプは既設同様に水中ポンプとし、洗浄排水返送に適した形式とする。				
74					(2) 脱水機設備 脱水機設備について、以下の点を考慮して設計すること。 (ア) 脱水方式は機械脱水方式とし、排水処理フローは事業者提案によるものとする。				
75					(イ) 実績データや現在の運転状況から適切な形式・仕様を選定すること。				
76					(ウ) 脱水機設備は既設建屋内で更新すること。				
77					(エ) 更新する設備が既設設備よりも荷重が増加する場合には、構造計算を行い、既存建屋に影響が無いことを確認すること。既設脱水機設備の運転荷重は約31tonである。				
78				エ) 薬品注入設備	(1) 凝集剤注入設備 凝集剤注入設備について、以下の点を考慮して設計すること。 (ア) 使用薬品はポリ塩化アルミニウムとする。				
79					(イ) 既設同様の用途の注入(懸濁物を凝集沈でん処理するためのもの)に加えて、二段凝集のための設備(後PAC注入設備)も設置する。				
80					(ウ) 凝集剤の貯蔵槽は清掃等を考慮し2槽以上とし、容量は最大水量、平均注入率の条件で30日分以上の注入が可能なものとする。				
81					(エ) 使用する機器及び材料の材質は、使用する薬品に耐えうるものを選定すること。また、固着等による注入管閉塞に関する対策を講じること。				
82					(オ) 凝集剤貯蔵槽及び注入設備の設置場所は、既設と同様とする。				
83					(2) 次亜注入設備 次亜注入設備について、以下の点を考慮して設計すること。 (ア) 使用薬品は次亜塩素酸ナトリウム溶液とする。				
84					(イ) 注入点は事業者提案とする。適切な浄水処理が可能な注入箇所、注入率を提案すること。				
85					(ウ) 次亜貯蔵槽は清掃等を考慮し2槽以上とし、容量は最大水量、平均注入率の条件で15日分以上の注入が可能なものとする。				
86					(エ) 使用する機器及び材料の材質は、使用する薬品に耐えうるものを選定すること。また、固着や気泡等による注入管閉塞や注入不良に関する対策を講じること。				
87					(オ) 次亜貯蔵槽及び注入設備の設置場所は、既設と同様とする。				
88					(カ) 室温上昇による有効塩素濃度低下や塩素酸発生を防止するための空調設備を既設次亜室に設置すること。				
89					(3) アルカリ剤注入設備 アルカリ剤注入設備について、以下の点を考慮して設計すること。 (ア) 使用薬品は苛性ソーダ溶液とする。				
90					(イ) 注入点は事業者提案とする。適切な浄水処理が可能な注入箇所、注入率を提案すること。				
91					(ウ) 苛性ソーダ貯蔵槽は清掃等を考慮し2槽以上とし、容量は最大水量、最大注入率の条件で10日分以上の注入が可能なものとする。				
92					(エ) 使用する機器及び材料の材質は、使用する薬品に耐えうるものを選定すること。				
93					(オ) 苛性ソーダ貯蔵槽及び注入設備の設置場所は、既設と同様とする。				
94					(4) 酸剤注入設備 酸剤注入設備について、以下の点を考慮して設計すること。 (ア) 使用薬品は硫酸溶液とする。				
95					(イ) 注入点は事業者提案とする。適切な浄水処理が可能な注入箇所、注入率を提案すること。				
96					(ウ) 硫酸貯蔵槽は清掃等を考慮し2槽以上とし、容量は最大水量、想定される平均注入率の条件で10日分以上の注入が可能なものとする。				
97					(エ) 使用する機器及び材料の材質は、使用する薬品に耐えうるものを選定すること。				
98					(オ) 硫酸貯蔵槽及び注入設備の設置場所は、既設活性炭注入設備室とする(既設設備を撤去し、そこに設置する)。				
99					(5) 活性炭注入設備 活性炭注入設備について、以下の点を考慮して設計すること。 (ア) 使用薬品は活性炭(ドライ炭、含水率5%以下)とする。				
100					(イ) 注入点は極力接触時間を確保できる場所とする				

No.	章	節	項	目	内容	確認欄		記載箇所等	備考
						応募者	本市		
101					(ウ) 活性炭貯蔵槽はSUS製サイロとし、2槽以上とする。容量は最大水量、平均注入率の条件で14日分以上の注入、且つ最小水量、最大注入率の条件で7日分以上の注入が可能なものとする。				
102					(エ) 使用する機器及び材料の材質は、使用する薬品に耐えうるものを選定すること。				
103					(オ) 活性炭貯蔵槽及び注入設備の設置場所は、屋外も可とする。その場合、貯蔵槽、注入装置、注入管等は屋外設置に耐えうるものとする。				
104				オ) 配水ポンプ設備	(1) 配水ポンプ設備 配水ポンプ設備について、以下の点を踏まえて設計すること。 (ア) 配水ポンプは既設同様6台(内1台予備)構成とし、陸上ポンプ(吸上方式)とする。				
105					(イ) 配水ポンプ6台のうち、4台は回転数制御(VVVF)が可能なものとする。				
106					(ウ) 配水ポンプ更新時は、電気設備工事と十分調整し、常時4台以上が稼働可能な状態を維持すること。				
107				カ) 電気計装設備	(1) 受変電設備 受変電設備について、以下の点を踏まえて設計すること。 (ア) 受変電設備は排水処理棟3Fに設置することを基本とする。				
108					(イ) 高圧2回線(常用+予備電源)受電とし、変圧器バンク方式は2バンクとする。				
109					(ウ) 保守点検時や停電復電時などに浄水処理及び配水運用に極力影響がない回路構成とすること。				
110					(エ) 使用電圧は、原則として高圧6kV、低圧400V、200V、100Vとすること。				
111					(オ) 高圧閉鎖配電盤の保護構造は、JEM-1425に準拠すること。				
112					(カ) 低圧閉鎖配電盤の保護構造は、JEM-1265に準拠すること。				
113					(キ) 高圧遮断器は、真空遮断器(引出形)とすること。				
114					(ク) 主変圧器はトップランナー変圧器を採用し盤内に収納すること。				
115					(ケ) デマンド管理等を目的として、設備系統毎に電気使用量の把握ができること。				
116					(コ) 停電発生時、問題なく監視操作できるよう適切な容量、設備構成を有する無停電電源装置を設けること。				
117					(サ) インバータ機器の使用等により高調波対策が必要な場合には、適切な対策を行うこと。				
118					(シ) 適切な力率改善対策を行うこと。改善後の力率は95%以上とし、進み力率とならないこととする。				
119					(2) 自家発電設備 自家発電設備について、以下の点を踏まえて設計すること。 (ア) 公称能力を浄水・排水処理できる電力供給が可能な容量とすること。ただし、取水ポンプは2台、配水ポンプは3台運転可能なものとする。				
120					(イ) 自家発電設備の原動機は事業者提案とすること。				
121					(ウ) 始動方法は電気始動とすること。				
122					(エ) 配電盤の保護構造はJEM-1425に準拠すること。				
123					(オ) 使用燃料は軽油とし、燃料タンクは12時間以上の容量を確保すること。				
124					(カ) 燃料の貯蔵方法は事業者提案とする。				
125					(キ) 敷地境界での騒音規制値は、自主規制として昼間55デシベル以下、夜間45デシベル以下とする。				
126					(ク) 停電発生時において、始動・非常用電源切替が自動でも行えること。				
127					(ケ) 地下タンクの設置に際しては、必要に応じて各種の届出を行うこと(消防法に基づいた届出、労働安全衛生法に基づいた届出)。				
128					(3) 運転操作設備 運転操作設備について、以下の点を踏まえて設計すること。 (ア) 配電盤の保護構造はJEM-1460に準拠すること。				
129					(イ) コントロールセンタはJEM-1195に準拠、インバーター盤、動力制御盤はJEM-1460に準拠のこと。また、制御電源方式は原則個別電源方式とすること。				
130					(4) 計装設備 計装設備について、以下の点を踏まえて設計すること。 (ア) 取水量の測定は超音波流量計、深井戸取水量及び配水量の測定は電磁流量計を用いて行うこと。薬品注入量制御が必要な部分には流量計を設置すること。				
131					(イ) 電磁流量計設置場所には、設置スペース上可能な限り、バイパス管等を設けること。				

■若木浄水場等更新整備及び維持管理事業 要求水準適合チェックリスト

No.	章	節	項	目	内容	確認欄		記載箇所等	備考
						応募者	本市		
132					(ウ) 原水の「濁度」、「pH」、「温度」、「導電率」、「アルカリ度」、「塩素要求量」を連続して測定すること。				
133					(エ) 沈殿処理水の「pH」、「残塩」、「アルカリ度」を連続して測定すること。				
134					(オ) ろ過水の「濁度」、「pH」、「残塩」を連続して測定すること。				
135					(カ) 浄水の「濁度」、「pH」、「残塩」を連続して測定すること。				
136					(キ) 水位の監視及び制御が必要な施設には水位計を設置すること。				
137					(ク) 日射量計を設置すること。その他必要な計装設備は事業者提案とする。				
138					(ケ) 落雷対策が必要な電源回路及び信号回路にはアレスタを設けること。				
139					(コ) サンプルング設備を設置すること。				
140					(5) 中央監視設備(監視制御設備) 中央監視設備(監視制御設備)の仕様等は事業者の提案によるものとするが、以下に示すものについては、記載に従って設計すること。 (ア) 監視制御装置はLCD監視制御装置とし、台数は3台以上設置とする。				
141					(イ) 羽川西浄水場、鷗島浄水場との相互監視を行うLCD監視制御装置を設けること。既設監視システムと同様な監視・操作が可能なものとする。既設監視システムから想定される信号点数を表 21に示す。				
142					(ウ) 関連工事(若木浄水場中央監視設備修繕)で設置予定の監視制御装置は流用を基本とするが、事業者提案による更新も可とする。				
143					(エ) 更新切替中に既設監視システムと併用となるが、浄水場の運用に支障がないように配慮すること。				
144					(オ) 監視カメラを設置し、中央監視室で監視できるようにすること。監視対象は喜沢取水塔(2台)、若木浄水場内(1台)とする。				
145					(カ) 中央監視室に監視装置等を設置すること。				
146					(キ) 各種計測値、演算値、各機器の運転停止等の重要項目を対象としたトレンド機能を設けること。				
147					(ク) 各種水質計測項目、各種水位、各種流量及び積算値、電力量等を対象として帳票機能を構築すること。収納されたデータは外部記憶装置や外部データセンター等へ保存し、データ処理の汎用性と利便性を考慮し市販のソフトウェア形式(Microsoft Office Excel)での利用が可能なものとする。				
148					(ケ) 中央監視設備のデータは場内のデータを一元管理し、同じ帳票フォーマットで管理できること。				
149					(コ) 電子データを保存・活用できる機能(表 22参照)を有し、十分なセキュリティ対策を施すこと。				
150					(サ) 安定的、効率的な管理を目的として、施設稼働状況、施設情報の「見える化」に関する事業者提案を行うこと。				
151					(シ) 水道庁舎を含む3箇所から施設稼働状況監視、施設情報表示ができるWeb監視またはクラウド監視を設けること。端末は3台以上とする。ただし、事業終了後も継続使用できる設備とする。				
152					(6) その他の事項 (ア) 関係官庁提出書類として、自家用電気工作物保安規程、電気主任技術者関係書類及び工事計画届出等を作成すること。				
153					(イ) 自家発電設備に関する消防等との協議及び届出等の書類を作成すること。				
154					(ウ) 電気設備の更新に合わせてケーブル等の更新も行うこと。				
155					(エ) 電線、ケーブルは原則としてエコマテリアル(EM)材質とすること。				
156					(オ) ケーブルダクト、ケーブルラックの材質はアルミ製他耐食性に富んだ材質とすること。				
157					(カ) 電線管は耐食性、施工性を考慮しHIVE他樹脂製等を使用すること。				
158					(キ) 地中埋設配線は波付硬質ポリエチレン管(FEP)に収納すること。				
159					(ク) 電気室・中央監視室は将来の設備更新を考慮した設計をすること。				
160					(ケ) 管理本館1階倉庫の半分程度、管理本館2階薬品注入室は更新の際、電気設備の設置に使用可とする。				
161				キ) 場内配管	(ア) 設備更新に伴い必要となる配管の整備を行うこと。				
162					(イ) 場内配管の材質、口径は用途に合わせて、適切なものを選定すること。				
163					(ウ) 場内配管のルートは他の埋設物の支障にならないようにすること。				

■若木浄水場等更新整備及び維持管理事業 要求水準適合チェックリスト

No.	章	節	項	目	内容	確認欄		記載箇所等	備考
						応募者	本市		
164				ク) 工作室	(ア) 工作室の床面積は既設と同等程度65m ² 程度とする。				
165					(イ) 工作室には、工具の収納棚及び作業台を設けること。				
166					(ウ) 工作室には、適切な建築設備(換気、照明、空調)を設けること。なお、コンセントは三相200V、単相100Vをそれぞれ用意すること。				
167				ケ) 場内整備	(ア) 工事により撤去した外構施設(舗装含む)は全て更新して整備前以上の機能を確保すること。				
168					(イ) 浄水場内に来客用駐車スペースを乗用車2台分以上確保すること。				
169					(ウ) 浄水施設への薬物投げ入れ等のテロ対策に有効な対策を講じること。				
170			4) 鶴島浄水場設計		構造、仕様等は事業者の提案によるものとするが、以下に示すものについては、記載に従って設計を行うこと。また、浸水対策における計画浸水深は、過去の浸水被害実績をもとに着水井東側付近の地盤高に対してH=1.3m以上を計画値とすること。				
171				ア) 深井戸	(1) 深井戸水中ポンプ設備 深井戸水中ポンプ設備について、以下の点を考慮して設計すること。				
172					(ア) 深井戸水中ポンプ2台の更新を行う。基本的に既設と同仕様とし、同じ設置位置とすること。				
173					(イ) 深井戸水中ポンプの仕様・設置位置を変更する場合は、深井戸の自然水位及び運転水位を確認の上、運転に支障が無いような仕様・設置位置とすること。				
174				イ) 浄水施設	(1) 急速ろ過機設備 急速ろ過機設備について、以下の点を考慮して設計すること。				
175					(ア) ろ過槽原水ポンプは、ろ過機運転に支障のない容量・仕様とすること。				
176					(イ) 急速ろ過機は外面の塗装の塗り替え及びろ過砂交換を行う。				
177					(ウ) 塗装仕様は、ろ過機が屋外設置であることを考慮したうえで、ろ過機本体の保護の観点から適切なものを選定すること。				
178					(エ) 洗浄水ポンプは、既設で予備が無いことから1台増設する。				
179					(オ) 洗浄水ポンプの仕様、容量は基本的に既設と同様とする。仕様を変更する場合は、ろ過機洗浄に適切なものとする。				
180				ウ) 排水処理施設	(1) 排水処理設備 排水処理設備について、以下の点を考慮して設計すること。				
181					(ア) 排水池汚泥引抜ポンプ及び濃縮槽上澄水引抜ポンプの単純更新を行う。基本的には既設と同様の仕様、容量とすること。				
182					(イ) 上記について、仕様や容量を変更する場合は、既設設備と同等の機能を発揮するものとする。				
183				エ) 薬品注入設備	薬品注入設備について、以下の点を考慮して設計すること。				
184					(ア) 浸水対策として防護壁や開口部防水化等を実施すること。				
185				オ) 配水ポンプ設備	(1) 配水ポンプ設備 配水ポンプ設備について、以下の点を考慮して設計すること。				
186					(ア) 配水ポンプの単純更新を行う。基本的には既設と同様の仕様、容量とすること。				
187					(イ) 配水井サンプリングポンプ及び真空ポンプの単純更新を行う。基本的には既設と同様の仕様、容量とすること。				
188				カ) その他	(1) 人孔、通気塔 (ア) 人孔や通気塔など、場内で浸水被害が考えられる箇所は、基礎の立ち上げ等の対策を講じること。				
189				キ) 電気計装設備	(1) 運転操作設備 運転操作設備について、以下の点を踏まえて設計すること。				
190					(ア) 配電盤の保護構造はJEM-1460に準拠すること。				
					(イ) コントロールセンタはJEM-1195に準拠、インバーター盤、動力制御盤はJEM-1460に準拠のこと。また、制御電源方式は原則個別電源方式とすること。				

■若木浄水場等更新整備及び維持管理事業 要求水準適合チェックリスト

No.	章	節	項	目	内容	確認欄		記載箇所等	備考
						応募者	本市		
191					(ウ) 機械設備の更新に合わせて制御盤の更新を行うこと。ただし、必要に応じて補助継電器盤等の更新も可とする。				
192					(エ) 屋外設置の盤は嵩上げ等、浸水対策を実施すること。				
193					(2) 計装設備 計装設備について、以下の点を踏まえて設計すること。				
194					(ア) ろ過機ろ抗計、排水地水位計、濃縮槽液位計を更新すること。				
195					(イ) 取水流量計測盤を更新すること。ただし、収納する変換器は既設流用可とする。				
196					(ウ) 配水池水位計計測盤は嵩上げ等、浸水対策を実施すること。人孔の開口部等についても同様とする。				
197					(3) 監視制御設備 監視制御設備の仕様等は事業者の提案によるものとするが、以下に示すものについては、記載に従って設計すること。				
198					(ア) コントローラ盤を更新すること。既設監視システムは若木浄水場と直送ケーブルで接続されているが、仕様については事業者提案とする。				
199					(イ) 監視盤を更新すること。既設と同様、現場で指示値や操作を可能とすること。				
200					(ウ) 監視カメラ2台を更新すること。映像は既設と同様、若木浄水場で確認できるものとする。				
201					(4) その他の事項				
202					(ア) 電気設備の更新に合わせてケーブル等の更新も行うこと。				
203					(イ) 電線、ケーブルは原則としてエコマテリアル(EM)材質とすること。				
204			5) 羽川西浄水場設計		(ウ) ケーブルダクト、ケーブルラックの材質はアルミ製他耐食性に富んだ材質とすること。				
205				ア) 取水施設	(エ) 電線管は耐食性、施工性を考慮しHIVE他樹脂製等を使用すること。				
206				イ) 薬品注入設備	(オ) 地中埋設配線は波付硬質ポリエチレン管(FEP)に収納すること。				
207				ウ) 配水ポンプ設備	構造、仕様等は事業者の提案によるものとするが、以下に示すものについては、記載に従って設計を行うこと。				
208					(1) 取水ポンプ設備 取水ポンプ設備について、以下の点を考慮して設計すること。				
209					(ア) 取水ポンプを1台増設する。増設後、既設取水ポンプと組み合わせて運転することから、既設取水ポンプと同形式、同仕様ものを基本とする。				
210					(1) 苛性ソーダ注入設備 苛性ソーダ設備について、以下の点を考慮して設計すること。				
211					(ア) 苛性ソーダ注入機を1台増設する。増設後、既設注入機と組み合わせて運転することから、既設注入機と同形式、同仕様ものを基本とする。				
212					(イ) 上記について、揚水管の設置は池の水を抜いて施工する必要があるため、水運用に支障が無いように実施すること。				
213					(エ) 電気計装設備				
214					(1) 自家用発電設備 (ア) 羽川西浄水場、東島田取水場の発電機盤等を更新すること。ただし、発電機及び原動機は既設流用可とする。				
215					(2) 運転操作設備 運転操作設備について、以下の点を踏まえて設計すること。				
216					(ア) 配電盤の保護構造はJEM-1460に準拠すること。				
217					(イ) コントロールセンタはJEM-1195に準拠、インバーター盤、動力制御盤はJEM-1460に準拠のこと。また、制御電源方式は原則個別電源方式とすること。				
218					(3) 中央監視設備(場外系監視制御設備) 中央監視設備(場外系監視制御設備)の仕様等は事業者の提案によるものとするが、以下に示すものについては、記載に従って設計すること。				
219					(ア) 場外系監視制御装置はLCD監視制御装置とし、台数は2台以上設置とする。				
220					(イ) LCD監視制御装置は若木浄水場、鶯島浄水場との相互監視として、既設監視システムと同等な監視・操作が可能なものとする(表 21参照)。				
221					(ウ) 更新切替中に既設監視システムと併用となるが、浄水場の運用に支障がないように配慮すること。				

■若木浄水場等更新整備及び維持管理事業 要求水準適合チェックリスト

No.	章	節	項	目	内容	確認欄		記載箇所等	備考
						応募者	本市		
215					(工) テレメータ子局・親局(羽川西浄水場と接続する東島田取水場、No.7~9、No.11及びNo.12深井戸、利根川用)をすべて更新すること。収納盤は既設流用可とする。				
216					(オ) 中央監視室に監視装置等を設置すること。				
217					(カ) 各種計測値、演算値、各機器の運転停止等の重要項目を対象としたトレンド機能を設けること。				
218					(キ) 各種水質計測項目、各種水位、各種流量及び積算値、電力量等を対象として帳票機能を構築すること。収納されたデータは外部記憶装置や外部データセンター等へ保存し、データ処理の汎用性と利便性を考慮し市販のソフトウェア形式(Microsoft Office Excel)での利用が可能なものとする。				
219					(ク) 中央監視設備のデータは場外系のデータを一元管理し、同じ帳票フォーマットで管理できること。				
220					(ケ) 電子データを保存・活用できる機能(表 22参照)を有し、十分なセキュリティ対策を施すこと。				
221					(コ) 安定的、効率的な管理を目的として、施設稼働状況、施設情報の「見える化」に関する事業者提案を行うこと。				
222					(4) その他の事項				
223					(ア) 電気設備の更新に合わせてケーブル等の更新も行うこと。				
224					(イ) 電線、ケーブルは原則としてエコマテリアル(EM)材質とすること。				
225					(ウ) ケーブルダクト、ケーブルラックの材質はアルミ製他耐食性に富んだ材質とすること。				
226					(エ) 電線管は耐食性、施工性を考慮しHIVE他樹脂製等を使用すること。				
227					(オ) 地中埋設配線は波付硬質ポリエチレン管(FEP)に収納すること。				
228				オ) 水質分析設備	(カ) 設備の増設、相互監視による既設監視システムとの信号授受等、既設の機能増設が必要となる場合は関連工事として別途実施とするが、インターフェースなど更新設備において必要な機能の構築は本事業範囲とする。なお、事業者から本市に対して既設の機能増設範囲に関する資料を提供するものとする。 (1) 以下の水質分析機器を更新すること。 (ア) 陰イオンクロマトグラフィ (イ) 誘導結合プラズマ質量分析計(ICP-MS) (ウ) 吸光度計 (エ) ヘッドスペースガスクロマトグラフィ質量分析計(HS-GC-MS)(揮発性物質用) (オ) ガスクロマトグラフィ質量分析計(GC-MS) (カ) 固相抽出装置 (キ) 液体クロマトグラフィ質量分析計(LC-MSMS)				
229				カ) 撤去設計	(1) 既存施設を撤去する場合は、対象構造物の躯体、基礎杭、付帯配管・設備類及び関連する外構施設を全て撤去すること。やむを得ない理由により残置する場合は、本市の承諾を得るとともに、適切な処置を行うこと。				
230					(2) 撤去方法については事業者提案とし、撤去後は適切な材料で埋戻し処理すること。				
231					(3) 本市が提示した竣工図等の資料と現地に著しい不整合が確認された場合は、設計変更の協議対象とする。				
232				6) 照査業務	照査技術者は、本事業の設計業務について設計照査を行い、照査報告書を提出すること。				
233				7) 完了検査	事業者は、設計図書作成の完了時に本市の検査を受けること。詳細は、本市の指示に従うこと。なお、検査に要する費用は事業者負担とする。				
234				8) 設計図書の提出	事業者は、設計業務に関し以下の図書を本市に提出し、本市の承諾を受けること。仕様、部数及び様式等は、本市の指示に従うこと。 (ア) 基本設計報告書 (イ) 詳細設計報告書 (ウ) 設計図(図面特記仕様書を含む) (エ) 設計計算書 (オ) 数量計算書 (カ) 工事費内訳書 (キ) 工事施工計画書 (ク) その他本市が求める資料				
235		2.3 設計に伴う各種申請等の補助業務			本事業の設計に伴う各種許認可等の申請において、事業者が申請可能なものは自己の責任において行うこと。また、本市が申請するものは資料の提供や申請作業等、可能な範囲で協力すること(本事業に関連しない水利使用許可申請及び安定水利権取得に係る申請は除く)。				

No.	章	節	項	目	内容	確認欄		記載箇所等	備考
						応募者	本市		
236		2.4 工事業務	1) 本業務の内容		<p>本業務は次の施設及び設備の工事に関する業務である。また、本工事において必要となる電波障害等対策等も含むものとする。</p> <p>(若木浄水場更新整備)</p> <p>① 取水施設 ② 浄水施設 ③ 排水処理施設 ④ 薬品注入設備 ⑤ 配水ポンプ設備 ⑥ 電気計装設備 ⑦ 場内配管 ⑧ 工作室 ⑨ 場内整備</p>				
237					<p>(鵜島浄水場設備修繕)</p> <p>① 深井戸 ② 浄水施設 ③ 排水処理施設 ④ 薬品注入設備 ⑤ 配水ポンプ設備 ⑥ 電気計装設備</p>				
238					<p>(羽川西浄水場施設増強)</p> <p>① 取水施設 ② 薬品注入設備 ③ 配水ポンプ設備 ④ 電気計装設備 ⑤ 水質分析設備</p>				
239			2) 本業務の実施にあたっての留意事項		<p>事業者は各種関連法令及び工事の安全等に関する指針等を遵守し、工事前に設計図書に基づく施工計画書を作成し、本市の確認を得た後で建設工事に着手する。 事業者は本業務の実施にあたり、次の事項に留意すること。</p>				
240				ア) 工事全般	<p>(1) 事業者は工事の進捗、現場管理の状況等を本市に毎月報告するほか、本市からの要請があれば施工の事前説明及び事後説明を行うこと。また、本市は、適宜工事現場での施工状況のモニタリングを行うことができるものとする。</p>				
241					<p>(2) 事業者は着工に先立ち近隣の調査等を十分に行い、理解と協力を得て円滑な進捗を図ること。なお、事業の実施自体に対する近隣対応は、本市で実施する。</p>				
242					<p>(3) 事業者は工事関係者の安全確保と環境に十分配慮すること。</p>				
243				イ) 工事工程	<p>若木浄水場は令和12年4月までに供用開始すること。</p>				
244				ウ) 試運転	<p>(1) 事業者は、若木浄水場の試運転を行い、性能及び機能を確認すること。なお、試運転の実施前に試運転実施計画書を作成し、本市に提出及び確認を受けること。</p>				
245					<p>(2) 若木浄水場の試運転に必要な原水については、水利許可水量の上限を超えず、かつ既存浄水場の運転に支障のない範囲で取水すること。原水は本市から無償で提供する。</p>				
246					<p>(3) 配管や水槽で実施する圧力試験、水張試験、清掃に必要な水(浄水)については、事業者自ら調達すること。</p>				
247					<p>(4) 試運転時の薬品については、建設工事に必要な薬品として、事業者自ら調達すること。ただし、電力については本市より提供する。</p>				
248					<p>(5) 若木浄水場の試運転期間中における排水計画は事業者提案とし、本市と協議のうえ決定する。</p>				
249				エ) 設備台帳の入力	<p>事業者は、設備台帳のデータ入力として整備対象施設を対象として、各施設、機器及び設備等の属性情報や図面類を市が保有する既存システムに登録し、維持管理業務において活用すること。なお、整備対象外となる既存設備の登録情報に不備がある場合は適宜、追加・修正を行うこと。</p>				
250				オ) 出来高検査及び竣工検査	<p>事業者は建設工事過程の出来高について本市に報告し、出来高検査及び竣工検査を受けること。検査に要する費用は事業者負担とする。</p>				

No.	章	節	項	目	内容	確認欄		記載箇所等	備考
						応募者	本市		
251				カ) 完成図書及び各種申請図書の提出	事業者は、工事業務に関し以下の図書等を提出すること。仕様、部数及び様式等は、本市の指示に従うこと。 (1) 完成図書 (2) 工事精算書 (3) 工事写真 (4) 建築確認申請図書 (5) 各種申請図書 (6) 試運転報告書 (7) その他本市が求める図書				
252				キ) 工事期間中の対応	(1) 事業者は、工事現場管理に必要な人員を配置すること。				
253					(2) 建築物の施工にあたっては、建築基準法(昭和25年法律第201号)第5条の4第2項に規定される工事監理者を定め、工事監理を行うこと。				
254					(3) 建築物以外の施工にあたっては、設計図書どおりに施工されているかをセルフモニタリングとして確認すること。				
255					(4) 建設工事に必要となる電力、ガス及び水道等は事業者自ら調達管理を行うこと。				
256					(5) 建設工事期間中の汚水、雑排水及び雨水排水は事業者において対応すること。				
257					(6) 環境対策				
258					(7) 事業者は、工事期間中、事前準備及び後片付け等のそれぞれの期間に必要とされる環境対策を実施すること。				
259		2.5 工事に伴う各種許認可の申請業務			工事に伴う各種許認可等の申請において、事業者が申請可能なものは自己の責任において行うこと。また、本市が申請するものは資料の提供や申請作業等、可能な範囲で協力すること(本事業に関連しない水利使用許可申請及び安定水利権取得に係る申請は除く)。				
260		2.6 各種調査業務	1) 本業務の内容		本業務は、若木浄水場更新整備及び維持管理事業の建設業務を行う上で必要となる事前及び事後調査であり、具体的には次の業務を行うこと。 (ア) 電波障害調査 (イ) 周辺影響調査 (ウ) 生活環境影響調査 (エ) その他必要な調査				
261			2) 本業務の実施にあたっての留意事項		事業者は、本業務の実施にあたり、以下の事項に留意すること。 ア) 事業者は、以下の調査を適切な方法により実施し、必要かつ適切な対策を講じること。 (1) 電波障害調査(構造物によるテレビ受信障害調査報告書の提出等) (2) 騒音及び振動 (3) 臭気 (4) 車両交通 (5) 周辺通行者状況 (6) 上記(1)から(5)のほか、工事に関連して必要と判断される調査等				
262				イ) 土壌汚染	土壌汚染調査は行っていないが、問題はないものと考えている。事業者の調査等によって、本事業の遂行に大きな影響があると判明した場合には、本市の責任で対応するものとする。				
263				ウ) 衛生管理	(1) 浄水施設内部にて作業を行う場合は、従事前に保健所等の検査成績書(検査後6ヶ月以内のもの)を市に提出すること。				
264					(2) 病原体は、赤痢菌、腸チフス菌、パラチフス菌及び腸管出血性大腸菌(O157)を対象とし、便にて行うこと。				
265		2.7 補助金申請書等作成補助業務			整備対象施設の建設については、厚生労働省等の補助金を受けることを予定している。事業者は、本市が行う補助金の申請に必要な申請書類及び報告書類等の作成の支援を行う。また、本市が会計検査を受検する際に、本事業に関する資料作成等の支援を行う。				
266	第3章 維持管理業務	3.1 維持管理業務の概要	1) 本維持管理業務の目的		更新整備業務では、若木浄水場の更新整備時に給水能力が低下することから、若木浄水場の更新に先立ち、鶴島浄水場の設備修繕、及び羽川西浄水場の施設増強を行うなど、既存施設を稼働しながら同一敷地内で更新整備等を行う業務となっている。 従って、本業務では浄水処理に影響を与えない工事計画、運転計画が必要となることから、水道法(昭和32年法律第177号)第24条の3に規定する第三者委託とする。				
267			2) 事業期間		本業務の契約期間は、令和4年4月1日から令和17年3月31日までの13年間とし、契約書に定めるもののほか要求水準書及び図面等、並びに事業者が提出した提案書(以下「要求水準書等」という。)に従い業務を実施する。 令和4年4月1日から更新整備後の浄水施設運用開始までを第1期、更新整備後の浄水施設運用開始から令和17年3月31日までを第2期とする。 また、契約締結日から令和4年3月31日までの期間は業務準備期間(移行期間)とし、事業者は市の指導を仰ぎ、運転管理や保守管理を中心とした維持管理業務の習熟を行うものとする。				

■若木浄水場等更新整備及び維持管理事業 要求水準適合チェックリスト

No.	章	節	項	目	内容	確認欄		記載箇所等	備考
						応募者	本市		
268			3) 業務の範囲		事業者が行う業務の範囲は、施設の運転管理、保守管理業務を中心とした維持管理業務である(表 1 参照)。 各業務の詳細及び履行場所は第 1 章 総則及び本章で示すに示すとおりである。 また、第三者委託の範囲は別紙 1 に示すとおりとする。				
269			4) 業務の履行	ア) 一般事項	(1) 要求水準は、本業務を実施する上で、事業者が満たすべき最低限の要件であり、市及び事業者の合意によりその効力を得るものである。事業者の創意工夫による維持管理を実現するため、業務実施や施設運営の具体的内容・手法等は事業者の提案によるものとする。				
270					(2) 事業者は、本業務が社会的使命を持つことを認識した上で、常に善良なる管理者の責任をもって、業務を履行しなければならない。				
271					(3) 事業者は、水道施設の機能が十分発揮できるよう、本要求水準書のほか契約書及びその他関係書類並びに関係法令等に基づき、誠実かつ安全に業務を履行し、施設及び設備を適切に運転・維持管理しなければならない。				
272				イ) 業務管理	(1) 事業者は、浄水場・取水場・管路施設等の構造、性能、系統及びその周辺の状況を熟知し浄水場等の運転・維持管理に精通するとともに、常に問題意識をもって業務の履行にあたり、自らの持つ技術力を活かし、様々な取り組みや創意工夫を行って、設備の予防保全並びに業務の効率化や高度化を図るよう努めるものとする。				
273					(2) 本業務は、維持管理業務を包括的に委託する水道法(昭和32年法律第177号)第24条の3に定める第三者委託とする。第三者委託の業務範囲は、取水から、配水池(配水ポンプ含む)までとする。				
274					(3) 事業者は、労働安全衛生法等の災害防止関係法令の定めるところにより、常に安全衛生の管理に留意し労働災害の防止に努めるとともに、安全衛生上の障害が発生した場合は、直ちに必要な措置を講じ、速やかに市に連絡すること。				
275					(4) 事業者は、地域住民と十分に協調を保ち、業務の円滑な進捗を期すること。				
276				ウ) 業務実施体制	(1) 事業者は、自己の責任において、維持管理業務全体を総括する管理能力がある責任者(以下「業務責任者」という。)を配置し、本業務に従事する者(以下「従事者」という。)を確保しなければならない。				
277					(2) 事業者は、本業務の履行に必要な有資格者を配置し、適正に業務を遂行する体制を整え、業務実施体制(従事者一覧表を含む)として本市へ提出すること。				
278					(3) 本業務は、水道法第24条の3に定める第三者委託であることから、事業者は「水道管理業務受託者」として、「受託水道業務技術管理者」を配置しなければならない。				
279					(4) 事業者は、従業者に対して水道法第21条第1項の規定に基づく健康診断を実施すること。なお、検査結果は速やかに本市へ報告すること。				
280					(5) 事業者は、教育・研修により、従業者の知識及び技術の向上を図ること。また、この教育・研修には、市の職員も必要に応じて参加できるよう配慮すること。				
281					(6) 事業者は、従業者を変更する場合は、変更前の従業者と同じレベルで業務を遂行できるよう教育等を行った上で配置すること。				
282					(7) 事業者は、本業務の実施状況を適時確認し、本要求水準書及び事業者提案を満足していることを確認するためにセルフモニタリングを実施すること。				
283				エ) 危機管理対応	(1) 事業者は、天災並びに水道施設機能に重大な支障が生じた場合など、緊急事態が発生した場合に備えて、緊急連絡体制を整備し、また業務従事者を非常招集できる体制を確立し、必要な応急措置を行える準備をしておかなければならない。				
284					(2) 緊急事態が発生した場合、事業者は、必要な初期対応を行うとともに速やかに市に連絡しなければならない。				
285					(3) 緊急事態の初期対応の考え方及び危機対応マニュアルの整備について、市と事業者は、協議の上詳細な危機管理対応を定めるものとする。				
286				オ) リスクとその責任	(1) 本業務における基本的なリスクとその責任分担は、維持管理業務委託契約書(案)に示すとおりである。				
287		3.2 維持管理業務	1) 本業務の履行場所		本業務において、事業者が業務を履行する場所は、若木浄水場、鶉島浄水場、羽川西浄水場、喜沢取水塔、東島田取水場及び深井戸11井である。(表 2～表 4、表 11、実施方針書別紙1参照)				
288			2) 事業者が使用できる施設		本業務における更新整備前の主要施設及び主要設備は、別紙 2 に示すとおりである。				
289			3) 事業者が使用できる備品	ア) 一般備品	(1) 事業者に管理を委託する備品(貸与品)は、表 23～表 25 及び表 26 に示す内容を予定しており、業務開始時に市が指定する。				
290					(2) 市から管理を委託された備品は、事業者は無償でこれを使用することができる。				

■若木浄水場等更新整備及び維持管理事業 要求水準適合チェックリスト

No.	章	節	項	目	内容	確認欄		記載箇所等	備考
						応募者	本市		
291					(3) 事業期間中の備品の管理については、市と協議のうえ、実施することとする。なお、貸与物品について、事業者の責に帰すべき事由により破損または滅失した場合は、事業者の負担により原状回復または購入すること。				
292					(4) 事業者が設置した備品は、事業期間終了時に、その取扱いを本市と協議のうえ、適切に処理すること。				
293				イ) 水質試験室及び水質分析室	羽川西浄水場内に水質試験室及び水質分析室があり、その設備の概要は以下の通り(表 26参照)である。 また、水質試験室及び水質分析室の既存設備、備品等については事業者へ貸与するものとし、事業者が貸与設備を使用し、適切な水質分析を実施できる管理体制(整理・整頓・清掃、安全衛生管理、薬品管理、器具管理、危機管理)を確保するものとする。				
294				4) 事業者が負担する備消耗品及び費用	別紙 3に示す備品及び消耗品等については、事業者の負担で調達し管理すること。				
295				5) 委託対象業務	業務期間を通じて市が事業者に委託する業務は、以下のとおりとする。なお、施設の維持修繕については改正水道法第22条の2を順守した計画を立案し、適切に実行するものとする。				
296				ア) 運転管理業務	(1) 運転管理計画(水質管理計画含む)、(マニュアル等の見直し作業含む)				
297					(2) 業務記録簿の作成・報告				
298					(3) 日報・月報・年報の作成・整理・報告				
299					(4) 運用計画案の検討と提案				
300					(5) 水安全計画・水道水質検査計画の作成支援				
301					(6) その他業務に必要な事務				
302					(7) 運転操作監視業務 ア) 中央監視装置による運転状況の監視 イ) 各施設・設備の運転操作 ウ) 河川水の監視				
303					(8) 水質管理業務 ア) 水質検査、水質検査の精度管理 イ) 水質事故に関する調査と水質検査 ウ) 毎日検査(管末) エ) 浄水場排水検査				
304				イ) 保守管理業務	(1) 保守管理計画の立案(マニュアル等の見直し作業含む)				
305					(2) 業務記録簿(水道施設台帳への入力含む)の作成・報告				
306					(3) 日報・月報・年報の作成・整理・報告				
307					(4) その他業務に必要な事務				
308					(5) 巡視点検(日常・臨時点検) ア) 巡視点検記録表に基づく各施設・設備の巡視・点検 イ) 巡視箇所は大別して以下とする。 ① 取水導水施設(若木、羽川西、鶉島) ② 土木・建築施設(若木、羽川西、鶉島) ③ 機械設備(若木、羽川西、鶉島) ④ 電気設備(若木、羽川西、鶉島) ⑤ 深井戸(11 井) ⑥ その他附帯する施設・設備等の点検(門扉、フェンス、人孔、ハンドホール、照明等) ⑦ 施設周辺の状況等				

■若木浄水場等更新整備及び維持管理事業 要求水準適合チェックリスト

No.	章	節	項	目	内容	確認欄		記載箇所等	備考
						応募者	本市		
309					(6) 定期点検・整備 (ア) 設備(機器)の定期保守点検 (イ) 消耗部品の交換、簡易な補修等 (ウ) 自家用電気工作物保安点検 (エ) 精密点検等(制御・薬注・分析機器保守点検) ① 直流電源装置保守点検 ② 中央監視機器保守点検 ③ 流量計等点検 ④ 浄水場他遠方監視制御装置保守点検 ⑤ 分析機器保守点検(水質検査機器の点検・水質検査の精度管理) (オ) 法定点検等(建築設備関係保守点検) ① 消防設備保守点検 ② 冷暖房設備保守点検 ③ ホイストクレーン点検 ④ 地下タンク法定点検 (カ) その他 ① 水質分析機器の保守点検 ② 廃液処理に関する作業・手続き ③ 浄水発生土の分析				
310				ウ) 修繕業務	(1) 修繕計画の立案(マニュアル等の見直し作業含む)				
311					(2) 業務記録簿(設備台帳への入力含む)の作成・報告				
312					(3) 日報・月報・年報の作成・整理・報告				
313					(4) その他業務に必要な事務				
314					(5) 機器・設備等の補修及び修繕、修繕工事				
315				エ) ユーティリティ調達業務	(1) ユーティリティ調達計画の立案(マニュアル等の見直し作業含む)				
316					(2) 業務記録簿の作成・報告				
317					(3) 日報・月報・年報の作成・整理・報告				
318					(4) その他業務に必要な事務				
319					(5) 薬品類の調達及び管理				
320					(6) 自家用発電機燃料の調達及び管理 (ア) 若木浄水場、羽川西浄水場、東島田取水場の自家発電設備を対象とする。 (イ) 試運転及び停電稼働分の補充を行うものとする。				
321					(7) 消耗品類の調達及び管理 (ア) 電気料金は対象外とする				
322				オ) 環境整備業務	(1) 環境整備計画の立案(マニュアル等の見直し作業含む)				
323					(2) 業務記録簿の作成・報告				
324					(3) 日報・月報・年報の作成・整理・報告				
325					(4) その他業務に必要な事務				
326					(5) 場内清掃(日常清掃、定期清掃)				
327					(6) 植栽管理 (ア) 場内草刈、芝刈り、剪定				
328					(7) 外構清掃				
329					(8) 浄化槽管理 (ア) し尿浄化槽点検・水質検査				
330					(9) 除雪 (ア) 浄水場・取水場の除雪				
331				カ) 災害及び緊急時対応業務	(1) 設備機器異常・故障発生時の対応				
332					(2) 水質事故時等の緊急措置対応				
333					(3) 停電、火災、災害(地震、台風、濁水等)発生時の対応				
334				キ) その他業務	(1) 許可工作物管理 (ア) 河川の軽微な浸漬 (イ) 取水口のごみ除去、取水ポンプのスクリーンの清掃				

■若木浄水場等更新整備及び維持管理事業 要求水準適合チェックリスト

No.	章	節	項	目	内容	確認欄		記載箇所等	備考
						応募者	本市		
335					(2) 池清掃等 (ア) 各池及び各槽内部清掃 (イ) その他浄水に支障を及ぼす恐れのある箇所の沈砂の除去 (ウ) 浄水場沈砂池、取水場他土砂の場内移動(※浄水発生土の運搬・処分は除く)				
336					(3) 土砂搬出 (ア) 浄水場沈砂池、取水場等の土砂運搬				
337					(4) 見学者対応 (ア) 見学者及び視察者の対応等				
338					(5) 保安管理 (ア) 施設の施設、保安管理(ITVIによる24時間監視、入場者管理)				
339				ク) 業務終了時の引継ぎ業務	(1) 引継ぎ書類の作成(各種マニュアル含む)				
340					(2) 対象施設の確認及び時期事業者への業務引継ぎ				
341			6) 管理の水準	ア) 水質管理の水準	水質管理計画書を作成し、原水水質の変化に対応するため浄水処理工程における水質管理を徹底することとし、必要事項の検査・測定の実施及び必要に応じたジャーテストの実施など、最適な薬品注入率による水質管理に努めること。 水道水質については、省令により水質基準値が、またそれを補完するものとして水質管理目標値が定められており、浄水処理においてはこれらの基準値及び目標値を満足する必要がある。また、水質基準については逐次改正の考え方が導入されており、今後更に厳しくなることが予想されることや、近年の需用者の安全でおいしい水に対する多様でレベルの高いニーズに応える必要がある。浄水場及び給水栓の契約水質基準として、水質管理に関する要求水準は、表 16、表 17、表 18及び表 27以下のとおりとするが、運用上の目標水質は事業者の提案によるものとし、市と協議の上で最終的に設定するものとする。				
342				イ) 水量管理の水準	送水状況により必要な設備・機械を運転し、取水量・配水量の調整、浄水処理工程の水位等のバランス調整を行い、安定した浄水量、配水量を確保・供給に努めること。なお、表流水水源の取水を優先し(24時間取水)、地下水源により不足量を補う運転を基本とする。水量管理に関する要求水準は、表 28のとおりとする。				
343				ウ) 水圧管理の水準	必要な水量が確保できるよう取水、浄水、配水施設を適切に管理し、適切な水圧管理に努めること。 水圧管理に関する要求水準は以下のとおりとする。				
344			7) 維持管理業務の計画及び報告	ア) 事業実施計画書の策定	事業者は、本業務の開始に先立ち、要求水準書等に基づき、運転管理、保守管理、修繕、ユーティリティ調達、環境整備、その他、災害及び緊急時対応の業務に関する計画を策定し、市の承認を得ること。また、計画変更時も同様とする。				
345				イ) 年間業務実施計画書の作成	事業者は、業務期間中の毎年度の業務開始に先立ち、当該年度に実施を予定する運転管理、保守管理、修繕、ユーティリティ調達、環境整備、その他、災害及び緊急時対応の業務に関する計画を策定し、市の承認を得ること。また、計画変更時も同様とする。				
346				ウ) 月間業務実施計画書の作成	事業者は、毎月指定の日までに当該月の実施予定業務に関する月間業務実施計画書を策定し、市の承認を得ること。また、計画変更時も同様とする。				
347				エ) 事業継続計画(BCP)の作成	事業者は、事業の業務開始に先立ち、災害等により水道事業の継続に影響を与える事態が発生した際、影響を最小限に抑えながら事業を継続することができるよう、事業継続計画(BCP: Business Continuity Plan)を策定し、市の承諾を得ること。また、計画変更時も同様とする。				
348				オ) 関連計画作成支援	事業者は、水質検査計画・水安全計画等、本市が作成している維持管理業務に関連する計画の作成に協力すること。				
349				カ) 維持管理マニュアルの作成	事業者は、事業の業務開始に先立ち、運転管理(水質管理を含む)、保守管理(巡視点検含む)、修繕、環境整備及び緊急時対応等の業務に関する各マニュアルを策定し、市の承諾を得ること。また、マニュアル変更時も同様とする。				
350				キ) 市への報告	事業者は、維持管理業務に関する日報、月報及び年報を作成し、市の承諾を得ること。また、日報の内容については原則、口頭により市への報告を行うこと。				
351			8) 維持管理体制の整備		ア) 受託水道業務技術管理者を専任で配置し、常勤させること。				
352					イ) 現場業務を総括する業務責任者を定め、常勤させること。なお、業務責任者は、受託水道業務技術管理者が兼ねることができる。				
353					ウ) 水道浄水施設管理技士2級以上の者を1名以上専任で配置し、常勤させること。				
354					エ) 関係法令に基づき必要な資格を有する従業者を配置するとともに、業務に必要な能力、資質及び経験を有する人員を適切に配置すること。				
355					オ) 従事者には労働安全衛生法及び水道法に基づく健康診断を実施すること。				

■若木浄水場等更新整備及び維持管理事業 要求水準適合チェックリスト

No.	章	節	項	目	内容	確認欄		記載箇所等	備考
						応募者	本市		
356					カ) 教育・研修により、従業者の知識及び技術の向上を図ること。また、この教育・研修には、市の職員も必要に応じて参加できるように配慮すること。				
357					キ) 従業者を変更する場合は、業務を遂行できるよう教育等を行った上で配置すること。				
358					ク) 水道施設が災害を受け、又は施設に事故及び故障が発生した場合の緊急連絡体制を確立すること。				
359					ケ) 本業務の実施状況を適時確認するためにセルフモニタリングを実施すること。				
360			9) 業務準備期間		ア) 事業者は、現受託業者から対象施設の運転方法等について指導を受け、引き継ぎを行うこと。なお、現受託業者から指導を受ける期間は、本市及び現受託業者との調整の上、事業者が任意に設定すること。				
361					イ) 事業者は、業務準備期間において、施設及び設備の性能、機能及び特性を把握し、運転管理マニュアルのほか各業務のマニュアルを策定すること。				
362					ウ) 事業者は、受託水道業務技術管理者、業務責任者及び従事者を配置し、各業務の習熟を図ること。				
363			10) 各業務の要求水準	ア) 運転管理業務	(1) 業務の内容 以下に示す業務を実施し、原水の取水から浄水場、配水池(浄水場内)までの全ての水道施設を適切に運転操作、監視することにより、水質、水量及び水圧に関する要求水準を達成し、安心・安全な水を安定的に供給すること。 なお、運転監視制御は若木浄水場監視室に1名以上、羽川西浄水場監視室に1名以上、全体で3名以上の常駐を条件とし、24時間体制で実施すること。				
364					(ア) 運転操作・監視の実施(24時間) ① 計器類による施設(浄水場等)、設備の運転監視、操作 ② 浄水処理に必要な巡視点検、現場確認及び操作 ③ 取水量、浄水処理量、配水量の監視、操作 ④ 水質連続監視装置による水質監視 ⑤ 警報及び異常への対応 ⑥ 浄水場での電話対応、取り次ぎ ⑦ 取水量変更、取水停止の対応 ⑧ 薬品注入設備の適正注入率の設定、注入量変更操作 ⑨ 配水池水位の監視、異常への対応 ⑩ 各処理設備の処理状況の監視、現場操作 ⑪ 薬品注入設備の状況監視、現場操作、故障不具合への対応 ⑫ 沈砂池、沈澱池の汚泥搬出作業、清掃 ⑬ 急速ろ過池切り替え操作及び洗浄操作 ⑭ 取水量、ろ過流量、配水量等の調整操作 ⑮ 排水池、排泥池、脱水機等の流入出弁操作 ⑯ 脱水機の汚泥搬出作業、清掃 ⑰ 工事・作業に伴う関連施設の操作 ⑱ 河川水の監視(目視を基本とし、異常時は市に対応方法を協議する)				
365					(イ) 浄水処理工程の水質管理(水質試験での分析、処理工程への反映) ① 浄水場等における毎日水質検査 ② 浄水処理に必要な水質検査 ③ 水質検査の記録及び日誌等の作成 ④ 水質監視装置による水質監視及び異常への対応 ⑤ ジャーテスト等による水処理工程の水質の把握と薬品注入量への反映 ⑥ 水質連続計器の調整、試薬等補充 ⑦ バイオアッセイによる原水監視、装置の維持管理				
366					(ウ) 水源、浄水、配水(末端)の定期・臨時水質検査(採水搬送・検査・評価・報告・管理) ① 定期・臨時水質検査結果のデータ整理、精度管理 ② 水質検査の実施(委託検査及び自己検査) ③ 水質検査結果の評価 ④ 定期・臨時水質検査の採水搬送 ⑤ 場外巡視点検時の給水栓末端の採水搬送(残留塩素の測定(DPD 比色法)、色・濁りの目視検査、記録の管理) ⑥ 水質検査用薬品類、器具類、備品・消耗品類の購入及び管理 ⑦ 水道利用者からの水質に関する問い合わせ等への対応・必要に応じた訪問水質検査				
367					(エ) 水質事故に関する調査と水質検査 ① 水質事故に関する調査と水質検査(発生時に市に対応方法を協議する)				

■若木浄水場等更新整備及び維持管理事業 要求水準適合チェックリスト

No.	章	節	項	目	内容	確認欄		記載箇所等	備考
						応募者	本市		
368					(オ) 給水開始前の水質検査及び施設検査(水道法第13条第1項、水道法施行規則第11条) ① 更新整備の対象施設で改造等に影響がある事項に関する水質検査と施設検査(市と対応方法を協議する) ② 検査については、臨時水質検査に準じる				
369					(カ) 場外排出水の水質検査 ① 水質汚濁防止法及び関係条例における排出基準で定められる水質項目及び頻度に基づき、場外排出水の水質検査(検査資料の採取・運搬を含む)を年1回実施する。(項目は別紙4)※ 羽川西浄水場のみ				
370					(キ) 運転管理計画(水質管理計画を含む)の立案(マニュアル等の見直し作業含む)				
371					(ク) 業務記録簿の作成・報告 ① 従業者交代時の日誌・記録簿等の説明と報告による業務引継 ② 市への業務状況の報告				
372					(ケ) 日報・月報・年報の作成・整理・報告 ① 記録作成、情報整理、報告、管理				
373					(コ) 運用計画立案 ① より適切な運用計画案の検討と提案				
374					(2) 業務実施にあたっての留意事項 (ア) 各設備・各施設の運転操作 ① 各設備機器の最良の状態を常に保持するよう、稼働状況を記録すること。 ② 若木浄水場、羽川西浄水場、鶉島浄水場、各深井戸とは密接な関係があるため、特に若木浄水場と羽川西浄水場の当直者は、連携を密にして運転操作と監視に当たらなければならない。				
375					(イ) 取水施設 ① 各水源からの取水量制御に必要な水運用計画(取水及び配水計画)は、事業者の運用計画案を基に市が策定する。 ② 取水量は、水運用計画及び市の指示のもとに浄水量に対応するよう監視及び制御を行うこと。 ③ 特に多雨期、湯水期等は、河川や井戸の水位及び水質状況等により、運用計画と異なる場合があるため、市と十分な調整を図りながら実施すること。				
376					(ウ) 浄水施設 ① 浄水施設の運転は、市と十分な調整を図りながら実施すること。 ② 浄水場内の配水池水位、その他処理施設の水位等に留意し、取水量、ろ過水量、配水量等の調整を行なうこと。 ③ 水質及び施設に異常が検知された場合には、市に報告した上で速やかに応急措置を講じ影響を最小限に抑え、早期復旧を図ること。 ④ ろ過池洗浄をはじめ各施設の運転制御は、運転管理マニュアルに基づき、適切な時期と頻度で実施する。				
377					(エ) 排水処理施設 ① 沈砂池汚泥、沈澱池汚泥、ろ過池洗浄排水等については、排水処理施設により適切に処理すること。				
378					(オ) 水質管理・水質検査等 ① 浄水処理工程の水質管理は、水質検査項目、検査頻度等を設定した水質管理計画書を作成し、市の承認を得ること。 ② 最適な薬品注入率による水質管理に努め、必要事項の検査測定、ジャーテストの実施などを行うこと。 ③ 水質測定値に異常が認められた場合は、直ちに適切な措置を講じるとともに、市に報告すること。				
379					④ 水質計器盤及び計測機器の点検、校正並びに試薬の補充を行い、水質計器類が常に正確な値を表示するように管理すること。 ⑤ 水源、浄水及び配水末端の定期及び臨時水質検査を実施にあたり、採水の搬送や検査(自己検査及び委託検査)、検査結果の評価、報告、管理を行う。定期水質検査の実施予定項目(項目及び頻度)の一覧を別紙5に示す。 ⑥ 各事業年度の水質検査計画(HPに公開)に基づき、適切な検査(項目・頻度)を実施すること。ただし、放射性物質の検査は本業務の委託範囲外とする。 ⑦ 自己検査項目については、羽川西浄水場内の水質試験室及び水質分析室にて実施するものとする。自己検査項目及び検査方法については、各事業年度水質検査計画(HPに公開)と同じとする。				

No.	章	節	項	目	内容	確認欄		記載箇所等	備考
						応募者	本市		
380					⑧ 使用する機器の校正・保守、試験室の管理(薬品、器具等)について適切に実施すること。 ⑨ 最新の水質基準項目及び水質管理目標設定項目等の水質検査について、適切かつ迅速に行い得る能力(機器及び水質検査員)を有すること。 ⑩ 検査項目に変更が生じた場合や再検査の必要が生じた場合は別途協議とする。 ⑪ 河川事故等の緊急時に備え、土日祝日、年末年始、夜間においても検査可能な体制を整備し、市の依頼に早急に対応すること(臨時検査)。 (※参考:営業外時間における臨時検査実績) ・平成26年度:1回(陰イオン界面活性剤、非イオン界面活性剤)2検体 ・平成27年度:5回(委託全項目検査)1検体、 (クリプトスポリジウム・ジアルジア)浄水1検体 ・令和元年度:1回(委託全項目検査)1検体				
381					⑫ 年2回、自己検査項目の精度管理(併行精度)を実施すること。(外部精度管理参加) ⑬ 自己検査において、標準作業手順書(SOP:Standard Operating Procedures)を作成し、妥当性評価を適切に実施すること。 ⑭ 水道利用者からの水質に関する問い合わせ等に、料金関係業務受託者と連携して対応を行い、必要に応じて訪問し水質検査を実施する。 ・対応全般実績 平成29年22件 平成30年112件 令和元年126件 令和2年53件 ・訪問実績 平成29年11件 平成30年85件 令和元年58件 令和2年31件				
382				イ) 保守管理業務	(1) 業務の内容 各施設及び設備に関して以下に示す業務を実施し、施設及び設備の性能及び機能を良好に保つこと。 また、業務期間終了時、全ての施設が通常の施設運営を行うことができる機能を有し、著しい損傷がない状態で市に引渡しが行えるよう、関係法令等を順守し適切な維持管理を行うこと。 自家用電気工作物保安点検、精密点検、法定点検については、別紙 6に示す。自家用電気工作物保安点検、精密点検、法定点検については、別紙 6に示す。なお、自家発電設備は点検時に実負荷での試運転を行うものとする。				
383					(ア) 巡視点検(日常点検) 各設備の巡視は、巡視点検記録表に基づき実施し、巡視結果を市に報告するものとする。なお、異常が発見されたときは直ちに市に報告するとともに、その指示を受けるものとする。ただし、非常時及び緊急時は、事業者の判断により必要な応急措置(緊急措置)を講じたうえで、市に連絡する。 ① 浄水場、取水場における各処理段階の水の外観の確認 ② 場内施設・設備の外観及び指示値の確認、点検 ③ 不具合等発見時の報告と予備機への切り替え等の措置				
384					(イ) 定期点検(整備) ① 業務実施計画に基づいた週例・月例・年次点検等の定期点検を行い、機能劣化や設備故障の発生前に修理や調整を行う。 ② 注油、グリスアップ、消耗部品交換 ③ 汎用工具、消耗品や支給材料を用いた、不良箇所・故障の修理・調整				
385					(ウ) 自家用電気工作物保安点検				
386					(エ) 精密点検 ① 直流電源装置保守点検 ② 中央監視機器保守点検 ③ 流量計等点検 ④ 浄水場他遠方監視制御装置保守点検				
387					(オ) 法定点検 ① 消防設備保守点検 ② 冷暖房設備保守点検 ③ ホイストクレーン点検(2年に1回実施) ④ 地下タンク法定点検				

No.	章	節	項	目	内容	確認欄		記載箇所等	備考
						応募者	本市		
388					(カ) 建築物点検 ① 公共施設劣化調査マニュアルによる建築物の日常点検 ② 記録の作成、報告、管理				
389					(キ) その他 ① 水質分析機器の保守点検(ただし、軽微な修繕を超える場合は市との協議による) ② 廃液処理に関する作業・手続き ③ 浄水発生土の分析(溶出、含有試験)				
390					(ク) 巡視及び保守点検日報・月報・年報の作成・整理・報告 ① 記録作成、情報整理、報告、管理				
391					(ケ) 保守管理計画立案 ① より適切な保守管理計画案の検討と提案				
392					(コ) 手数料 ① ボイラー性能検査手数料 ② クレーン検査手数料(2年に1回) ③ 炭酸ガスボンベ耐圧検査・充填手数料(3年に1回)				
393					(2) 業務実施にあたっての留意事項 ① 関係法令により必要な資格者及び業務に必要な能力、資質及び経験を有する人員を適切に配置すること。また、教育及び研修により、本業務に従事する担当者の意識、知識及び技術の向上を図り、質を確保すること。 ② 計画的な保守、点検、補修及び機器の清掃を行うとともに、自家用電気工作物保安点検他必要な法定点検(消防用設備点検、ホイストクレーン、地下タンク等)を行うこと。 ③ 保守点検マニュアルに基づき、施設及び設備の定期的な巡視点検、定期点検及び精密点検(試験検査等)を行い、機能劣化や設備故障の発生前に補修や修繕を行えるよう保守点検を実施すること。				
394					④ 日常点検で行えない監視制御設備や計装設備の精密点検を実施し、機器の障害発生防止の予防保守に努めること。 ⑤ 日常点検表、月例点検表及び年次点検表を作成し、常に設備に問題がないことを確認し、点検表を市に提出すること。 ⑥ 巡視用車両は事業者の負担とする。 ⑦ 巡視・点検・保守対象施設・設備の詳細については閲覧資料(過年度実績)を参照とする。				
395				ウ) 修繕業務	(1) 業務の内容 機器・設備等の修繕、修繕工事は上限金額6,800万円/年(税抜き)とする。				
396					(2) 業務実施にあたっての留意事項 (ア) 機器・設備等の修繕、修繕工事については、可能な限り着事前に市の判断を仰ぐものとする。本市が予定していた長期修繕計画を別紙 7に示す。 (イ) 修繕、修繕工事の金額が上限金額を上回る場合は市の負担とし、下回る場合は最終年度に精算する。				
397				エ) ユーティリティ調達業務	(1) 業務の内容 (ア) 薬品類の調達に関する業務 事業者は、薬品、燃料、通信等のユーティリティの調達及び使用量や在庫量などの管理を行うこと。 ① 薬品調達、使用量・在庫量の確認、記録。調達時の受け入れ対応、施設への補充 ② 燃料(自家用発電機、車両等)調達、使用量・在庫量の確認、記録。調達時の受け入れ対応 ③ 通信・電話料金、インターネット、印刷製品にかかる費用の支払い、記録				
398					(イ) 消耗品等の調達管理 安全衛生器具、簡易な補修修繕に用いる潤滑油類、塗料、汎用の補修材料、事務機器及び衛生用品や掃除用具等の備品及び消耗品については、事業者が調達から管理までを行うこと。 ① 備品、消耗品等の調達、記録、管理				
399					(ウ) マニュアルの整備 ① 安心、安全な水を安定的に供給するための、ユーティリティ調達管理に関する各種マニュアルの見直しと改善、整備。 ② 各種マニュアルの改善事項、追加事項の報告、協議				
400					(2) 業務実施にあたっての留意事項 (ア) 維持管理上必要となるユーティリティは、事業者が調達する。数量及び品質の管理を行い数量及び在庫管理を容易に行える体制を整えること。ただし、電力量は市が調達するものとし、必要に応じて管理や受け入れ等の支援を行うこと。				

■若木浄水場等更新整備及び維持管理事業 要求水準適合チェックリスト

No.	章	節	項	目	内容	確認欄		記載箇所等	備考
						応募者	本市		
401					(イ) 薬品は、日本水道協会(JWWA)規格、又は「水道施設の技術基準を定める省令(平成12年厚生労働省令第15号)を満足した薬品とし、事前に本市と協議のうえ調達及び使用すること。				
402					(ウ) 薬品費(次亜塩素酸ナトリウム、PAC、粉末活性炭)については、過去の使用量実績の平均値を基準として、±10%の範囲を超えた際に委託料の調整を行うものとする。委託料の調整方法については別紙 8に示す。				
403					(エ) 業務期間を終了する際には、業務開始時と同程度の在庫量を確保し引き継ぐこと。				
404					(オ) ユーティリティの使用量は、毎月報告すること。				
405					(カ) 新たな電話回線やインターネット回線の引込み等、既存の設備以外に設置又は導入が必要なユーティリティについては、事業者自らの費用負担により設置又は導入可能とする。				
406					(キ) インターネット回線などネットワークの利用に関しては、第三者への情報漏洩等が発生しないよう、適切な運用を行うこと。				
407					(ク) マニュアルの整備にあたっては、市と協議を重ねた上で策定するものとする。				
408					(ケ) 既存電話回線(3回線、FAX含む)の通信料は事業者が負担するものとする。				
409					(コ) ユーティリティの使用規模は、過去の実績を参考とすること。(※閲覧資料参照)				
410				オ) 環境整備業務	(1) 業務の内容 水道水を作る施設として相応しい衛生や美観を保つため、以下の内容を実施し、清掃及び整理整頓により業務環境を衛生的に保つとともに、外構施設及び植栽等を良好に保つこと。また、冬期の業務環境を整備するため必要部分の除雪を行うこと。なお、清掃及び植栽管理の対象範囲は浄水場・取水場・水道事業所及びその周辺箇所とする。(※対象範囲図は閲覧資料参照)				
411					(ア) 場内清掃 ① 業務環境の整備、室内清掃 ・作業箇所の整理整頓、衛生面の配慮 ・工具、機器類の整理整頓、管理 ・管理棟内各室の日常清掃 ・洗剤類、消耗品類(ゴミ袋、トイレトーパー、石鹼)の補充 ② 浄水場・取水場の敷地内の建物及び敷地内の清掃 ・建物内の床清掃、ガラス清掃、ワックスがけ ・構造物の外周清掃 ・敷地内の清掃				
412					(イ) 植栽管理(※対象範囲は閲覧資料参照とする) ① 浄水場・取水場の敷地内の草刈、剪定				
413					(ウ) 外構清掃 ① 浄水場・取水場・深井戸ポンプ場の外構点検・清掃				
414					(エ) 浄水場内の浄化槽の管理清掃 ① 法定点検、排水水質検査、清掃				
415					(オ) 浄水場・取水場の敷地内の必要部分の除雪 ① 敷地内の建物周囲、出入り口等の除雪				
416					(2) 業務実施にあたっての留意事項 (ア) 廃棄物については適切に分別保管を行い、収集業者を通じ、適切に処分を行うこと。リサイクルについては最大限努力し、ゴミの減量に努めること。				
417					(イ) 植栽管理、草刈については、浄水場及び取水場及びその周辺での作業性及び美観を損なわないよう、適切な時期に実施すること。				
418					(ウ) し尿を含む生活排水は、浄水場内に設置する浄化槽によって処理するため、法令等に基づき管理清掃、保守点検、水質検査を行うこと。				
419				カ) その他業務	(1) 許可工作物管理 (ア) 業務内容 河川の軽微な浚渫(人力及び重機等による)、取水口のごみ除去、取水ポンプのスクリーン清掃、重機手配、土砂処分等により取水に影響のない措置を取ること。				
420					(イ) 留意事項 許可工作物に係る施設維持管理技術ガイドラインに準拠した管理を行うこと。				
421					(ウ) 支援業務 市が行う申請の支援を行うこと。				

■若木浄水場等更新整備及び維持管理事業 要求水準適合チェックリスト

No.	章	節	項	目	内容	確認欄		記載箇所等	備考
						応募者	本市		
422					(2) 池清掃 (ア) 業務内容 各水槽(池状構造物)内部の状況確認、清掃、その他浄水に支障を及ぼす恐れのある箇所の沈砂の除去				
423					(イ) 留意事項 配水池を除く水槽等については、内部に損傷等がないことを確認し、清掃などの保守管理を行うこと。				
424					(3) 土砂搬出 (ア) 業務内容 浄水場沈砂池、取水場等の土砂運搬、なお浄水汚泥の搬出については、本業務の対象外とする。				
425					(イ) 留意事項 汚泥の処分については、市の責任により産業廃棄物として適切に処分するため、事業者はその手続等の支援を行うこと。				
426					(4) 見学者対応 (ア) 対応内容 本市が実施する浄水場の見学者対応支援として、浄水場内の見学に伴う見学ルートの確保等を実施すること。				
427					(イ) 留意事項 ① 施設の見学においては、見学者の安全を確保すること。 ② 説明に必要となる資料(パンフレット等)は、本市が作成する。 ③ 見学者申込件数は年間25回程度、見学者の受け入れ対応人数は1日あたり最大140人程度(4クラス・4回合計)。 ④ 見学者の受け入れ対応は本市が窓口となるが、日程やタイムスケジュール等の調整については本市と協議を行うこと。				
428					(5) 保安管理等 (ア) 業務内容 事業者の管理範囲に第三者が立ち入り、水道施設等に危害が加えられないように、出入口の施錠、監視カメラによる監視、入退場者の受付管理等、必要な対策を実施すること。				
429					(イ) 留意事項 ① 場内保安管理: 本施設の巡視時における門扉及び施錠確認 ② ITV設備による監視: 監視カメラによる侵入者の24時間監視 ③ 浄水場への電話・来客の一次対応: 電話対応メモ、FAX対応、来客者記入名簿の報告 ④ 門扉の閉閉: 門扉閉閉(必要時以外「閉」)、施設の閉庁時間は平日※1の午前8時30分から午後5時30分とする。 ※1 平日とは、日曜日及び土曜日、並びに「国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第197号)」に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの以外の日をいう。				
430					(6) その他業務に含まれる費用等 (ア) テレビ、下水道、テレビカメラ、ITV・検査手数料				
431					(イ) ボイラー管理費用				
432			キ) 災害及び緊急時対応業務		(1) 業務の内容 災害や事故の発生など緊急時における対応について、危機管理マニュアルに基づき、非常時においても給水を可能とするための以下の対応を行うこと。 (ア) 設備機器異常・故障発生時の対応 ① 初期対応、連絡、原因調査、修繕依頼対応など				
433					(イ) 水質事故時等の緊急措置対応 ① 初期対応、連絡、原因調査、復旧対応など				
434					(ウ) 停電、火災、災害(地震、台風、濁水等)発生時の対応 ① 初期対応、連絡、支援依頼対応など ② 災害用の備蓄品の確保 ・耐候性土のう袋1,000枚(土のう作成作業を含む) ・運転管理業務等の従事する人数に対し、7日分以上の飲料・食料等 ・その他必要と思われる防災用品				
435					(2) 業務実施にあたっての留意事項 (ア) 定期的に非常時対応訓練を行うとともに、災害や事故発生時等において速やかに対応できる体制を構築すること。				

■若木浄水場等更新整備及び維持管理事業 要求水準適合チェックリスト

No.	章	節	項	目	内容	確認欄		記載箇所等	備考
						応募者	本市		
436					(イ) 故障等により施設の全部又は一部の機能が停止した場合又は災害や事故が発生した場合においては、応急措置を講じ被害を最小限に抑えらるとともに、速やかに市に連絡し対応を図ること。				
437					(ウ) 原水濁度等が標準的な原水水質の最大値の上限を超える場合には、水質基準値を達成する条件において、対応可能な範囲内で浄水処理を行うこと。				
438					(エ) その他想定外の事態が発生した場合は、市に速やかに報告し対応を協議すること。				
439				ク) 業務終了時の引継ぎ業務	事業期間終了時の対応については、本市及び事業者が、事業期間終了日の2年前に協議を始め、事業期間終了の1年前を目途に決定するものとする。 (1) 事業者は、協議により合意した内容に基づき、引き継ぎ業務の詳細、事業期間終了後の事業者の責任等を定める。				
440					(2) 事業者は、業務終了時に次期受託業者に業務を引き継ぐ場合には、対象施設の運転方法等について引継書類(各種マニュアル含む)を作成し、指導及び業務の引継ぎを行うこと。なお、その期間は、本市及び次期受託業者との調整の設定すること。 (ア) 業務期間終了時において、本事業の対象施設が要求水準書で提示した性能を維持できていることを確認し、著しい損傷がない状態(業務期間終了後1年以内に更新の必要がない状態)で引継ぐこと。				
441					(イ) 業務期間終了の日から3か月経過までの間に、事業者の責に起因して対象施設の内容に損害が生じた場合、事業者は自らの費用負担にて修繕を行うこと。				